令和3年6月定例会 総務政策常任委員会会議録 令和3年6月24日~25日

場 所 第2委員会室

令和3年6月24日(木曜日)

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- ○議案第1号 令和3年度宮崎県一般会計補正予 算(第6号)
- ○議案第3号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- ○議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条 例の一部を改正する条例
- ○議案第8号 宮崎県中山間地域振興条例の一 部を改正する条例
- ○議案第9号 宮崎県犯罪被害者等支援条例
- ○議案第19号 令和3年度宮崎県一般会計補正 予算(第7号)
- ○報告第1号 専決処分の承認を求めることに ついて

[宮崎県税条例及び宮崎県税条例 の一部を改正する条例の一部を 改正する条例]

○報告事項

- · 令和 2 年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書
- ○請願第9号 夫婦・親子同氏を維持し、旧姓 の通称使用の拡充を求める意見 書提出についての請願
- ○総合政策及び行財政対策に関する調査
- ○その他報告事項
- ・次期宮崎県総合計画の策定について
- ・令和2年国勢調査(人口速報集計結果)について
- ・宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等について
- ・宮崎県過疎地域持続的発展方針(素案)について

- ・ 令和 2 年度の移住実績について
- ・第11次宮崎県交通安全計画の策定について
- ・第4次みやざき男女共同参画プランの策定に ついて
- ・みやざき文化芸術振興条例(仮称)の概要について
- ・宮崎県人権尊重の社会づくり条例(仮称)の 制定について
- ・国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について
- ・みやざき行財政改革プラン(第三期)に基づ く行財政改革の取組について
- ・宮崎県公共施設等総合管理計画の改訂素案について

出席委員(8人)

委	員		長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田	口	雄	$\vec{-}$
委			員	井	上	紀仁	大子
委			員	図	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策課長 大 東 収 広域連携推進室長 高 妻 克 明 秘書広報課長 平山 文 春 広報戦略室長 史 佐々木 郎 統計調査課長 袁 浩 小 孝 総合交通課長 髙 橋 智 彦 中山間·地域政策課長 Ш 端 輝 治 産業政策課長 甲 奜 慎一郎 生活 · 協働 · 崎 博 信 Щ 男女参画課長 交通·地域安全対策監 Ш 越 直 海 みやざき文化振興課長 野 龍 河 彦 国民文化祭・障害者 修 坂 元 芸術文化祭課長 人権同和対策課長 後 藤 英 情報政策課長 戸 髙 広 信 国民スポーツ大会 井 上 大 輔 準 備 課長

総務部

総務 吉 村 久 部 長 人 光 危機管理統括監 小 田 男 総務部次長 棧 亮 介 (総務・市町村担当) 総務部次長 渡久山 武 志 (財務担当) 危機管理局長 髙 勝 正 兼危機管理課長 総 務 課 長 佐 藤 彰 宣 部参事兼人事課長 長谷川 武 行政改革推進課長 渡 邉 世津子 財 政 課 長 石 \blacksquare 渉 財産総合管理課長 島 實 俊 鹿 芳 文 税務 課 長 満 留 市町村課長 Ш 畑 敏 彦 総務事務センター課長 立 賀津雄 新 消防保安課長 佐藤 勝重

事務局職員出席者

 議事課主査
 増本雄一

 議事課主事
 山本

 職事課主事

○西村委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてでありますが、日程案につきましては、お手元に配付の とおりで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、議案第6号に対する人事委員会の意見 についてであります。

お手元に配付してある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に 基づき、人事委員会の意見を聞いた回答であり ますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため暫時休憩いたし ます。

午前9時59分休憩

午前10時1分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明を求めます。

〇松浦総合政策部長 おはようございます。総 合政策部でございます。どうぞよろしくお願い いたします。

いよいよ来月3日から10月17日まで107日間に わたってでありますけれども、第35回国民文化 祭・みやざき2020、そして、第20回全国障害者 ・芸術文化祭みやざき大会が開催されます。開 会式では、中野議長に御挨拶をお願いしており ますほか、西村委員長をはじめ委員の皆様にも 御出席をいただくこととしております。どうぞ よろしくお願いいたします。

コロナ禍での実施となりますので、感染防止 対策には万全を期しますとともに、県民の皆様 に夢や希望が与えられるような大会になります よう、職員一同全力で取り組んでまいりますの で、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今議会に提案しております議案等の内容につきまして、私のほうから概略を御説明させていただきます。

お手元の常任委員会資料の表紙をおめくりい ただきまして、目次を御覧ください。

まず、I予算議案であります。

議案第1号の補正予算案でございますが、隣の1ページを御覧ください。

各課ごとの当部の予算の状況を示した表を掲 げてございます。この一般会計の表の下のほう にありますけれども、計の欄を御覧ください。

今回の補正につきましては、国の地方創生臨時交付金を活用した新型コロナ対策費といたしまして、部全体として5億1,687万6,000円の増額補正をお願いしております。これによりまして、補正後の額でございますが右端のほうでございます、部合計としまして196億3,261万9,000円となります。

次の2ページから9ページにかけましては、 今回お願いしております、新規事業等の資料で ございます。後ほど、それぞれ担当の課長から 御説明をさせていただきます。

恐れ入ります、目次のほうにお返りをいただけますでしょうか。Ⅱ特別議案でございます。 今回2件ございます。

まず、議案第8号「宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例」、それから議案第9号

「宮崎県犯罪被害者等支援条例」についてでご ざいます。

それから、報告事項Ⅲでございます。これは 2件ございます。繰越しの関係でございます。 令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につい てと、令和2年度宮崎県事故繰越し繰越計算書 についての御報告をさせていただきます。

それから、IVその他報告事項であります。次期宮崎県総合計画の策定についてを含め10件の報告をさせていただきたいと思います。それぞれ詳細については、担当課長のほうから御説明をさせていただきます。

私の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

〇西村委員長 ありがとうございます。

次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

○大東総合政策課長 それでは、総合政策課の 補正予算案について御説明いたします。

お手元の令和3年度6月補正歳出予算説明資料の3ページをお開きください。

左から2列目の一般会計の行の補正額のところにありますとおり、4,815万2,000円の増額補正をお願いしております。補正後の予算額につきましては、右から3列目、13億9,020万1,000円となっております。

この補正の内訳につきましては、5ページを お開きください。

上から5行目、(事項) 県計画総合推進費の説明欄にありますとおり、新規事業、持続可能な県づくり推進調査事業と改善事業、ジモ・ミヤ・ラブ地産地消情報発信強化事業の2事業につきまして、常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の2ページをお開きください。 まず、新規事業、持続可能な県づくり推進調 査事業についてでございます。

この事業は、1にありますとおり、新型コロナの再拡大やワクチン接種の動向など、社会情勢が刻々と変化している状況を踏まえまして、ウィズコロナ・ポストコロナの二つの視点から県民生活や企業活動への影響を的確に把握するための調査等を行いまして、県が取り組むべき課題、その優先度、中長期的な見通しなどを整理し、今後の効果的な施策展開につなげていくために行うものでございます。

事業の概要につきましては、予算額3,499 万8,000円、財源は一般財源のほか、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することとしており、事業期間は令和3年度の単年度としております。

事業の内容といたしましては、まず下の図を 御覧ください。昨年度、補正予算をお願いしま して、ポストコロナ時代における本県のあり方 調査事業を行い、全国的な動向や外部有識者か らのヒアリングなどによりまして、今後の本県 の施策構築に当たってのポイントを整理いたし ました。

今回は、この調査結果をより深掘りするものといたしまして、まず、公的データには表れない県民や企業などの意識を把握するためのアンケートやヒアリング、コロナの影響を踏まえた人口推計や産業人口動態などのシミュレーション、外部有識者や若者を交えた意見交換を実施することとしております。

本調査事業によりまして、コロナ禍における 的確な施策対応やポストコロナを見据えた施策 の再構築、さらには、後ほど御報告いたします、 県総合計画長期ビジョンの見直しにも反映させ まして、将来にわたって持続可能な県づくりに 生かしてまいりたいと考えております。

次に、3ページを御覧ください。

改善事業、ジモ・ミヤ・ラブ地産地消情報発 信強化事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますとおり、新型コロナの再拡大によりまして大きな打撃を受けております県内経済を下支えするため、県民の地産地消・応援消費の意識を一層高める取組を強化するものでございます。

2の事業の概要でございます。予算額1,315 万4,000円で、財源は、国の新型コロナ交付金を 活用することとしております。事業期間は、令 和3年度の単年度でございます。

事業内容といたしましては、下の図にありますように、農畜水産物や観光など各分野において様々な消費拡大キャンペーンが今後実施されていきます。このような取組と連携いたしまして、「ジモ・ミヤ・ラブ」をキャッチフレーズといたしまして、テレビCM等の配信、ポータルサイトの全面改修を行うものでございます。

事業の効果といたしましては、「ジモ・ミヤ・ラブ」を旗印といたしまして情報発信を強化することによって、地産地消・応援消費の一層の拡大を図って、県内経済の維持、早期回復につなげたいと考えております。

以上でございます。

〇平山秘書広報課長 秘書広報課の補正予算案 につきまして御説明いたします。

お手元の令和3年度6月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。

秘書広報課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計の補正額にありますとおり、3,120万円の増額補正をお願いしております。 補正後の予算額につきましては、右から3列目、 5億6,407万3,000円となっております。

補正の内容につきましては、9ページをお開 きください。

上から6行目の(事項)広報活動費でありますが、説明欄1の新規事業、みんなで参加する 国文祭・芸文祭情報発信事業について、別冊の 常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の4ページをお開きください。 まず、1の事業の目的・背景についてであり ます。

国文祭・芸文祭が7月から開催されますが、4月以降、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、今後の感染状況によっては、参加・観覧人数がさらに制限される懸念もあります。そこで、大会会場を訪れることのできない県内外の方々に向けまして、大会の映像を広く配信することで、県民等が文化・芸術に親しむ機会を提供するものであります。

次に、2の事業の概要でありますが、予算額が3,120万円、財源は国庫、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、事業期間は、令和3年度の単年度としております。

(4)の事業内容ですが、①の国文祭・芸文祭プログラム映像配信事業と②の国文祭・芸文祭特集番組制作配信事業の2つの事業としております。

下の図を御覧ください。国文祭と芸文祭の開会式と閉会式を含めたプログラムのテレビ放映と、オンライン配信の予定を図に示したものであります。本事業によりまして、県内テレビ局に委託して放映・配信いたしますのは、図の網かけ部分でありますが、真ん中の大会期間中は、主要・地域プログラムの中から県内外の関心が高いものを選定しまして、録画や編集によりケーブルテレビ放映とオンライン配信を行うこと

としております。また、その右隣の閉会式につきましては、県内向けには、ライブでケーブルテレビ放映とオンライン配信を行い、県外向けには、ライブでオンライン配信を行います。さらに、その右の大会終了後ですが、オンラインで編集版を配信いたしまして、地上波テレビで特集番組を放映する予定としております。

なお、左から2つ目の開会式につきましては、この事業の対象とはなっておりませんが、NH Kの地上波によりライブや録画で県内外にテレビ放映される予定であり、芸文祭につきましては、下の枠囲みの欄にありますが、県内CM等制作会社によりまして、録画や編集したものが県内外にオンライン配信される予定となっております。

最後に、上に戻りまして、3の事業の効果ですが、会場を訪れることのできない参加者等が、 興味のあるプログラムを視聴参加できるようになり、大会の一層の盛り上げや県民の文化・芸術に関する意識の醸成につながりますほか、ポストコロナを見据えた本県の文化的魅力のPRにも資することができると考えております。

説明は以上であります。

○髙橋総合交通課長 総合交通課でございます。 当課の補正予算につきまして御説明いたします。 お手元の令和3年度6月補正歳出予算説明資 料の11ページをお開きください。

総合交通課の補正予算につきましては、左から2列目の一般会計補正額にありますとおり、4億1,697万8,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額につきましては、右から3列目、19億5,094万6,000円となります。

13ページをお開きください。

上から5行目の(事項)地域交通ネットワーク推進費の説明欄にございますとおり、新規事

業、地域間幹線バス運行支援事業及び新規事業、 市町村交通事業者支援事業につきましては、別 冊の常任委員会資料のほうで御説明をいたしま す。

常任委員会資料の5ページをお開きください。 当課の関係補正予算事業は2つございますが、 その1つ目の事業に関連する内容につきまして、 5ページのほうの資料で補足説明をさせていた だきたいと思います。

こちらは、地域間幹線バス路線の状況についてでございまして、まず、1、新型コロナウイルス感染症発生前の状況についてであります。地域間幹線バス路線につきましては、国や県による補助制度によりまして運行支援を行っております。平均乗車密度の低い路線、特に1便当たり5人未満の路線につきましては、一部補助がカットされるため、下の表の下から2つ目の欄にございますとおり、補助後の欠損額につきましては、毎年約2億円程度発生してきたところでございます。それを、表の一番下にございますとおり、高速バス事業ですとか、貸切バス事業などによりまして補うことにより、路線維持が図られてきたところでございます。

こうした状況でございましたが、2の新型コロナウイルス感染症発生後の状況につきましては、新型コロナの感染拡大の影響によりまして人の流れが大きく抑制され、利用者は激減いたしました。その結果、収益性の高い高速バス事業や貸切バス事業が大幅な赤字となる見込みでございまして、これまでのように、地域間幹線バス路線の事業者負担分を補うことができなくなっている状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、3の今後の取組方針といたしましては、コロナ禍において地域間幹線バス路線の維持を図るため、県や関係

市町村で連携し、緊急的な運行支援を行うこととしております。

また、コロナ収束後を見据えた持続可能なバス路線網の構築のため、事業者には、これまでも経営努力を求めてきたところでございますが、引き続き、経営努力による赤字圧縮を求めてまいります。それとともに、県、市町村、バス事業者等で連携いたしまして、その下の①から④に記載しておりますとおり、利用実態の把握をはじめ、運行区間・経路の再検討、車両の小型化、ほかの交通モードへの転換や組合せ等々の検討を行いながら、路線の在り方、特に持続可能な在り方について見直しを進めてまいりたいと考えております。

一番下に参考といたしまして、令和元年度において、県内では幹線系統、広域的バス――いわゆる廃止代替バス――、あと一般路線バスを含めまして全376系統のバス路線がございます。この中で平均乗車密度が1人未満、つまり1便当たり1人も乗っていないような路線が30系統ございます。具体的には、広域的バスが10系統、一般路線バスが20系統ございます。このように、現状の運行形態では課題のある路線を中心といたしまして、今後見直し作業を行ってまいりたいと考えております。

こうした状況を踏まえまして、次の6ページ をお願いいたします。

1つ目の事業で新規事業、地域間幹線バス運行支援事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景でございます。 先ほど御説明いたしました、地域間幹線バス 路線につきまして、新型コロナ感染症拡大の影響により利用者が著しく減少していることから、 運行支援を行うことにより安定的な運行を確保 してまいります。併せまして、ポストコロナを 見据えたバス路線網の最適化に向けた調査等を 行うことにより、持続可能な地域交通ネットワ ークの構築を図るものでございます。

2の事業の概要でございます。

予算額は1億6,217万8,000円でございまして、 財源は、国の地方創生臨時交付金を活用いたし ます。事業期間は、令和3年度の単年度として おります。

(4)事業内容でございますが、一番下の絵を御覧ください。先ほども御説明させていただきましたとおり、具体的には、こちらの事業は2つの柱となっております。

まず、1つ目につきましては、地域間幹線バス路線に対する運行支援、こちらは1億3,600万円余りを計上させていただいておりまして、緊急支援を行ってまいります。併せまして②といたしまして、ポストコロナを見据えたバス路線網の最適化に向けた乗降調査や路線見直しの検討につきまして、市町村や交通事業者と連携して行っていくものでございます。

3の事業の効果といたしましては、本県の重要なバス路線でございます、地域間幹線系統への支援を強化することにより、安定的なバスの運行が確保でき、県民の移動手段の維持・確保を図ることができるものと考えております。

続きまして、7ページでございます。

2つ目の新規事業、市町村交通事業者支援事業でございます。

こちらの事業の目的・背景でございますが、 コロナ禍の影響が長期化いたしまして、2回目 の県独自の緊急事態宣言が発令されるなど、さ らなる人流の抑制によりまして、県内各地域の 公共交通事業者等の経営は非常に厳しい状況に あることから、市町村が実施する地域公共交通 事業者等への支援の取組に対しまして、県とし て後押し、補助を行うというものでございます。

2の事業の概要でございますが、予算額は2 億5,480万円でございまして、財源は、国の地方 創生臨時交付金を活用いたします。事業期間は、 令和3年度の単年度でございます。

(4)の事業内容でございますが、一番下のほうに絵を示させていただいております。具体的には、各市町村に応じまして、例えば路線バスがどうか、コミュニティバスがあるかどうか、また、貸切バス、タクシー事業者が立地しているかどうか、そういったような地域性はございますし、また各市町村によりまして、こういった交通事業者に対する支援措置の状況、これも多様でございます。こういった地域の実情に応じて、市町村が実施する貸切バス、タクシーなどの地域公共交通事業者等への支援事業に対しまして、県として補助するという内容でございます。

3の事業効果といたしましては、市町村が実施する地域公共交通事業者等への支援事業に対して補助することにより、県民の移動手段を確保し、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持が図られるものと考えております。

当課からの説明は以上でございます。

〇川端中山間・地域政策課長 中山間・地域政 策課の補正予算について御説明いたします。

お手元の資料、6月補正歳出予算説明資料の15 ページをお開きください。

中山間・地域政策課の補正予算額は2,054 万6,000円の増額補正で、補正後の額は右から3 列目、8億5,808万4,000円となります。

続きまして、17ページをお開きください。

上から5行目、(事項) 中山間地域活力再生支援費の説明欄1、新規事業、中山間地域移動手段確保支援事業及び、次の(事項) 地域活性化

促進費、説明欄の1、新規事業、ワーケーション受入体制構築事業の事業内容につきましては、 別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の8ページをお開きください。 中山間地域移動手段確保支援事業であります。

1の事業の目的・背景ですが、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、路線バスやタクシー事業者の経営が厳しさを増す中で、その影響が中山間地域の交通弱者にも及ぶことが懸念されます。

一方で、過疎地域等では、道路運送法で、自家用車を活用した有償旅客運送が制度的に認められておりますことから、そうした仕組みを地域住民自身が導入されるよう、その検討を支援することで、公共交通空白地の移動手段確保を促進するものです。予算額は1,449万4,000円で、財源は、国の地方創生臨時交付金を予定しております。

事業内容(5)の①は、自家用車を活用した 旅客運送事業の立ち上げを検討する地域におい て、地区内のニーズ調査や話合い、運営・運行 体制の検討を地域住民が主体的に行っていただ くよう、コンサルティング会社を入れながら、 県や地元市町村役場も一緒になって話し合って いきたいと考えております。

また、事業内容の②ですが、市町村職員や地域の代表者を対象に、交通空白地解消等に関する先進事例や事業立ち上げの手順等の研修会を年間5回程度、オンラインを組み合わせて開催するものです。

下の図を御覧ください。総合交通課が実施しているバス等の地域間交通の支援事業の体系を規模別に段階的に示した図ですが、今回、当課で実施する①の事業は、この軸から外れた、互助による輸送や既存の公共交通ではカバーでき

ないニーズなどについて、一番下の段の自家用 有償旅客運送などの事業導入を支援するものに なります。

また、右下の写真は、現在、東米良地区でN POの東米良創生会が実験的に運行している、 地域住民の方が参加した互助輸送の事例です。

3の事業の効果ですが、自家用有償旅客運送 等の立ち上げ検討を支援することにより、地域 運営組織の形成促進と、宮崎ひなた生活圏づく りの加速化が図られるものと考えております。

続きまして、9ページを御覧ください。

ワーケーション受入体制構築事業であります。 1の事業の目的・背景でありますが、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、全国的に関心が高まりつつあるワーケーションの取組を本県においても定着させるため、推進体制の構築や情報提供を行うことでその促進を図るものであります。

次に、2の事業の概要であります。

予算額は605万2,000円で、財源は、全額、地 方創生臨時交付金を予定しております。

事業内容でありますが、まず①は、市町村や 民間宿泊事業者等に呼びかけて協議会を設立す るとともに、県外の先進事例や国等の支援施策 の情報共有と研究等を行うものであります。

②では、情報を一元的に発信するためのホームページ制作及び県外の企業向けにセールスするためのパンフレットを作成いたします。

③は、旅行会社等とタイアップして、例えば 海辺の滞在施設とレジャーを組み合わせたプロ グラムや、山手の滞在施設とレジャーを組み合 わせたプログラムなど複数の広域的な受入れモ デルプログラムを開発し、県外企業等を対象に したモニターツアーを実施することにより、交 通や通信環境など、受入れに当たっての課題の 検証等を行うものであります。

3の事業の効果としましては、ワーケーションの受入れ体制を構築することで、県内での取組促進や対外的な情報発信の強化が図られ、関係人口の拡大につながるものと考えております。

続きまして、委員会資料の10ページをお開き ください。

議案第8号「宮崎県中山間地域振興条例の一部を改正する条例」についてであります。

まず、1、改正の理由につきましては、過疎 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、 いわゆる新過疎法が、本年4月1日に施行され たことに伴い、関係規定の改正を行うものであ ります。

2、改正の内容につきましては、中山間地域 の定義について、条例の第2条第1項第5号に て引用する法律及び条項の変更を行うものです。 条例改正に伴う新旧対照表は、以下に記載のと おりです。

次に、施行期日等ですが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の宮崎県中山間地域振興条例の規定は、新過疎法の施行日である、令和3年4月1日から適用することとしております。

なお、今回の条例等の改正によって、本県の 中山間地域の対象区域そのものには変更は生じ ませんので、念のため補足させていただきます。 説明は以上でございます。

○後藤人権同和対策課長 議案第9号「宮崎県 犯罪被害者等支援条例」について御説明いたし ます。

お手元の総務政策常任委員会資料の11ページ を御覧ください。

まず、1、制定の理由であります。

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または

軽減及び生活の再建を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的として、犯罪被害者等の支援を総合的かつ計画的に推進するための条例を制定するものであります。

なお、この条例は、条例制定の背景や犯罪被害者等支援の必要性を県民の皆様に明確に意識していただくため、冒頭に前文を設けて、分かりやすく記載しております。この前文に沿って、条例の趣旨と目的を御説明いたしますので、恐れ入りますが、議案書の57ページをお開きください。

本文1行目からですが、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民全ての願いであります。 しかしながら、現在も様々な犯罪等が後を絶たない状況にあり、思いもよらず、犯罪被害者及びその家族や遺族となってしまう可能性を誰もが持っております。

多くの犯罪被害者等は、犯罪により、家族を 失う、傷害を負わされるといった直接的な被害 を受けるだけでなく、それに伴い生じる精神的 な苦痛や、再び犯罪の被害に遭うことへの不安、 さらには、周囲の無理解や心ない言動などによ る二次被害にも苦しみ、社会から孤立する状況 も見られるところであります。

このような状況に置かれた犯罪被害者等に対し、個人の尊厳にふさわしい処遇が保障され、早期に被害から回復し、平穏な日常生活を取り戻すことができるよう、関係機関が連携を図り、犯罪被害者等に寄り添い、途切れることのない、適切できめ細かな支援を行っていく必要があります。

また、この社会に生きる我々の誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識の下に、県民一人一人が犯罪被害者等の声に耳を傾け、その置かれ

ている状況についての理解を深めることで、連帯して共に支え合う精神にあふれた地域社会づくりを進めていく必要があります。

このような背景を踏まえ、犯罪被害者等支援 の基本理念を明らかにし、関係機関の連携の下、 犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計 画的に推進するとともに、社会全体で犯罪被害 者等を支えていく県民の意志を表明するため、 この条例を制定するものであります。

この条例は、国の犯罪被害者等基本法と、昨年7月の制定着手時点で先行しておりました21都道府県の犯罪被害者等支援に特化した条例の内容を研究し、全22条に取りまとめております。

この条例の概要について御説明いたしますので、常任委員会資料の12ページをお開きください。

まず、1、目的でありますが、先ほど御説明 しました内容と重複しますので、省略させてい ただきます。

次に、2、基本理念であります。

(1)尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。(2)個々の事情に応じて適切に行われること。(3)途切れることなく行われること。(4)国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で推進すること。この4つを基本理念としております。

次に、3、各主体の責務等であります。

まず、県は、ポツの1つ目ですが、支援施策を総合的に策定し、計画的に実施します。ポツの3つ目ですが、国、市町村、民間支援団体等と連携・協力しながら取り組みます。特に、ポツの4つ目ですが、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村への情報提供、助言等に努めます。

次に、県民は、ポツの1つ目ですが、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深めるとともに、ポツの3つ目ですが、県などが実施する支援施策に協力するよう努めます。

次に、事業者は、県民の責務に加えて、ポツの4つ目ですが、雇用する従業員が犯罪被害を受けた場合、就労に関して必要な配慮を行うよう努めます。

なお、県、県民、事業者とも、それぞれポツ の2つ目ですが、犯罪被害者等が直接的な被害 を受けた後に受ける二次被害を防止するため、 十分な配慮を行うよう努めます。

次に、民間支援団体は、ポツの1つ目ですが、 専門的知識及び経験を活用した迅速かつきめ細 かな支援を行うとともに、ポツの2つ目ですが、 県などが実施する支援施策に協力するよう努め ます。

次に、4、基本計画であります。

犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進 するため、別途、基本計画を策定いたします。 次に、5、基本施策であります。

ポツの左の1つ目ですが、相談及び情報の提供等のような支援体制の整備に取り組みます。

ポツの左の2つ目ですが、心身に受けた影響からの回復のような精神的・身体的被害の回復 ・防止に取り組みます。

ポツの右の2つ目ですが、経済的負担の軽減 のような経済的な助成に関する情報の提供、助 言等に取り組みます。

ポツの右の3つ目ですが、県民及び事業者の 理解の増進のような被害者等を支える地域社会 の形成に取り組みます。

このような12の施策を定めております。

11ページにお戻りください。3、施行期日で

あります。

議案を御審議いただきまして議決いただけましたら、公布の日から施行というスケジュールで考えております。なお、施行後は、条例第9条に基づく基本計画の策定に取り組むこととしております。

次に、4、その他であります。

昨年7月、総務政策常任委員会におきまして、 条例制定について御報告しまして以降、これまで9月、11月、1月の計3回、大学の研究者、 犯罪被害者等の支援に関わる弁護士、民間支援 団体の代表、市町村の代表等で構成する検討委 員会を開催し、条例の内容等について、専門的 な御意見をいただきながら検討を重ねてきたと ころであります。

昨年12月、取りまとめた条例の骨子案を総務 政策常任委員会に御報告し、パブリックコメン トを12月8日から翌1月7日までの1か月間実 施し、7名の県民の方より14件の御意見をいた だいたところであります。

御意見の主な内容としましては、例えば2つ目ですが、前文において、被害者支援の基本的考え方や県の姿勢が分かりやすく示されており、こうした考えに基づいて、様々な角度からの支援が進められることを期待する。4つ目ですが、事業者の責務の項では、犯罪被害者が勤務先で二次被害を被ることがないよう配慮が求められており、犯罪被害者が直面する現実的な問題を酌み取った条例案づくりがなされていると思う。5つ目ですが、県及び市町村がうまく連携し、被害者支援体制を充実させてほしいなどの御意見をいただいたところであります。

最後に、資料には書いておりませんが、犯罪 被害者等支援に特化した条例の全国的な制定状 況につきましては、昨年4月時点で21都道府県 だったところですが、この1年間で11県において新たに制定され、今年4月時点で32都道府県となっております。本県が特化条例としては33番目の制定になるものと考えております。

説明は以上でございます。

〇西村委員長 ありがとうございました。

ここで傍聴希望がありますので、暫時休憩い たします。

午前10時38分休憩

午前10時38分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

本日、委員会に2名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される方にお願いいたします。傍聴人は 受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事 項にありますとおり、声を出したり、拍手をす ることはできません。当委員会の審査を円滑に 進めるため静かに傍聴してください。また、傍 聴に関する指示には速やかに従っていただくよ うにお願いいたします。

それでは、執行部の説明が終了いたしました。 議案等についての質疑はございませんか。

○図師委員 総合交通課より地域間幹線バス路線の状況についての説明をいただき、また、それに伴う支援事業の説明をいただいたところですが、最初にお聞きしたいのは、資料5ページの地域間幹線系統の状況で、補助額のところに過去4年間の国、県または市町村の補助額が出ておるんですが、この金額は、今般マスコミがたくさん取り上げていますように、追加の補助の内容が示されておりますが、例年、こういう形で追加の補助が発生するという理解でよろしいのでしょうか。

○髙橋総合交通課長 委員のおっしゃるとおり

でございまして、これまでも、国や県の補助につきましては、先ほど説明の中で、平均乗車密度の低い路線は一部補助額をカットされるとか、経常経費の見込みとか、まず計画として見込んで走らせます。その後、新型コロナウイルスで赤字が拡大した分については、国や県の補助の対象外という形になりまして、具体的に密度カットに加えて、新型コロナの影響による赤字の拡大分が例年とは違い発生している状況でございます。

○図師委員 コロナの影響で利用者が 7 割激減 している状況で、またさらに追加の補助をとい うことになったと思うんですが、実は地元の首 長をはじめ、様々な県民の方からも問合せがあっ ていまして、地域によっては、例年負担してい る市町村の補助額もかなりの格差があると。

実際調べてもらった内容をお知らせしますと、 今まで市町村の補助について、例えば私の地元 の木城町では400万円を超えておったり、高千穂 町においては700万円を超えている。日之影町に おいては1,200万円以上負担されております。そ の総額が、この資料にありますように8,300万円 余になっておるわけなんです。

では、ほかの関係する市町村がどれぐらい負担しておるのかというのも調べてもらったところ、新富町は、昨年度は10万6,000円、都城市においては82万円、宮崎市においても1,200万円ということで、宮崎市よりも日之影町のほうが負担額が大きいんです。つまりバスが行き着くところの町なりの負担額が大きくて、そこにたどり着くまでの市町村の負担は少ないという現状が見えてきまして、これはやっぱり地元の首長にしてみれば、何で我々のような終着点の町だけが負担が大きくて、途中の町村は負担が少ないんだという不公平感があると言われていまし

た。

今回新たにコロナで追加の補助が発生する場合には、このような形の格差が出るんではなくて、ある程度応分な、走行距離とか、利用者の数とかというところでの平等化、均衡化を図ってほしいという意見が出ておりますが、いかがでしょう。

○髙橋総合交通課長 委員のおっしゃるとおり、 これまでの状況といたしましては、地域間幹線 バス路線の一部路線につきましては、国や県の 補助のほかに、市町村による上乗せ補助がなさ れてきた状況でございます。

具体的に申しますと、地域間幹線バス路線の中でも、特に利用者が少なかったりとか、その結果、事業者負担が特に大きいような路線については、個別に交通事業者から各市町村に支援を要請されてきた。そういった支援要請を受けて、各市町村で上乗せ補助を決定されて選択されてきた状況がございます。

当然、現状、各市町村さんと、今回1.36億円、 県の補助と関わるところでございますけれども、 まさに今、関係市町村の間で協議をいただいて いる状況でございまして、今後、既存のバス対 策路線協議会ですとか、またその下に8つの地 域分科会がございまして、その構成員といたし ますと、当然県も参画をしているような状況で ございます。当然、そういった議員がおっしゃっ たような、市町村の実情を踏まえた助言・提案 を含めて、しっかりと地域住民の移動手段の確 保が図られるように、市町村と交通事業者としっ かりと協議を今後してまいりたいと考えており ます。

○図師委員 県が参加されるという地域分科会 で各町からそういう意見が出されているかと思 いますが、県のほうもその辺りを酌み取った上 で関係業者のほうには意見していただければと思います。

続いて中山間・地域政策課、資料でいうと8ページですが、この事業に関しましても、地域幹線のバス支援を補完する事業として、私は非常に期待をしておるところであります。既に私が住む地域も、これに手を挙げたいという地域が幾つか出てきておりまして、ぜひ、この事業を今回展開していく上で一今回の予算は、モデル地域の指定とか、調査なり研修なりということで、まだまだ入り口の事業展開になろうかと思うのですが、今後、この事業を各市町村の担当者とか地域の代表する方々にどう周知していくのか、また、この事業がどの程度、県内に拡大していくような展望があるのか、その辺りをお聞かせください。

○川端中山間・地域政策課長 委員の御指摘の とおり、この事業はまだ調査段階というところ で、地域住民との話合いで運営組織の立ち上げ を試みとしてやっていこうという施策でござい ます。今回、2地区を想定しまして、現在、各 市町村に手を挙げてくださるところがないかと いうことで照会をかけています。

また、②の運営支援の研修会のほうでは、これは県全域にこういった取組を広げていきたいと考えておりまして、特に市町村役場の職員の方等が、地道に伴走支援といいますか、支援していただく必要がある、また、地域の代表者の方にこういった制度の活用を理解していただく必要があるということで、年間5回ほど研修会を開いて普及させていきたいと考えております。

本県では、過疎地域有償運送で、都城市の庄 内地区で地域住民の方が立ち上げた協議会が、 実際にコミュニティバスを運営しております。 都城市の支援もあって取り組んでおるんですけ れども、これは当課のほうで、数年前から支援 等を行ったところでございます。

ほかにも、社会福祉協議会が行っております 福祉の輸送とか、互助の輸送とか、いろいろあ るんですけれども、例えば東郷町でまちづくり 協議会がやっています互助輸送ですとか、今回 事例で紹介しました東米良の互助輸送、こういっ たものがございます。

ただ、互助輸送ですと、お金が取れないといいますか、無償でやらないといけない。過疎地有償運送等でしたら、タクシー料金ほどではないんですけれども、謝金代が取れるということで、国の運輸局の認可も得て行えるということで、こちらの制度をぜひ活用していけるように、住民組織の動きを後押ししていきたいと考えておるところです。

○図師委員 ぜひ地域の交通難民、移動難民の 方々が、この事業でさらに救えていくようにお 願いしたいと思います。

実は私の町も、社協を中心に福祉タクシーが 運行されています。もちろん喜ばれておるとこ ろなんですが、月3回までの予約制とか、行け るところも買い物か病院かとかいう限定的なも のですので、なかなか利便性がいいかというと、 そうではないというのがあります。

実は私が住むところは何とかコミュニティバスが通っておるんですが、1日に2本しか走らないということで、やはり間は民間のタクシーを利用されている方がいらっしゃいます。ただ、うちの地区からでも町場まで往復するだけで5,000円近くかかります。うちの地区からさらにもうちょっと山奥の石河内というところから役場まで往復するだけでも1万円ぐらいかかります。もっとその奥の中之又地区というところから役場まで移動しようかと思うと往復2万円

ぐらいかかります。こんな状況の中では、タクシーを高齢者の方はなかなか使えないんですね。 なので、こういう事業が地域の中に落とし込まれていくことを本当に期待しております。

もちろん民業圧迫をしないというのが大前提

ではありますが、やはり今の交通難民の方々を

救うには、バス・タクシーだけでは、とても助けていけないという現状がありますので、ぜひこの事業展開が県内各地に広がっていくことを大いに期待しておりますので頑張ってください。
〇外山委員 同じく5ページの1番の3行目の「毎年約2億円程度の事業者負担が生じており、それを高速バス事業や貸切バス事業などで補うことにより、路線維持が図られてきた」、これはつまり公共交通を担うからこういう表現なんですけれども、実際は民間企業というのは、不採算部分があっても、会社全体の収益でもってカバーをし、それで会社を存続するわけです。それが大前提であります。

この現状を考えると、コロナが収まってもこの業界は厳しいと思うんです。ですから、この交通業界の改善というのはなかなか厳しいと予想されますので、場当たり的な対応ではなくて、 抜本的な改革が必要だと考えます。

そこで、同じページの3番の①から④番、この辺のことにこれから傾注して、行政と民間と協調して抜本的なことを図っていかないと、恐らく、ただ毎年ちょこちょこ補助したり何とかしたりしても、将来、必ずいい結果は出ません。今回、やむを得ず補填をするのはよしとしても、将来にわたってはできないわけでありますから、この3番の取組に、行政指導も含めて真剣に取り組むことを希望しておきます。もちろんそれは皆さんお分かりでしょうから、十分承知の上での取組ですから、よろしくお願いしておきま

す。

○髙橋総合交通課長 委員のおっしゃるとおりでございまして、今回、地域間幹線バス運行支援事業の中で緊急支援も含め、毎年、赤字の補填、運行支援ばかりで、なかなか厳しい現状がございます。今回、路線網最適化等に向けた調査・検討というものを併せて掲げさせていただいております。早速、今週ぐらいからウェブ等を使いながら、実際、各市町村さんの状況とかいろいろ聞きながら、そういったニーズを徐々に集めさせていただいているところでございまして、今後6月議会で議決いただけましたら、7月以降、この事業を使いながら、持続可能なネットワークの構築に向けてしっかりと検討していきたいと考えております。

〇外山委員 分かりました。

○田口委員 今の地域間幹線バス路線の状況についてですが、補助額の部分で国、県の補助額と市町村の補助額の金額が出ておりまして、算出後の事業者の欠損額が大体2億前後ということなんですけれども、国、県の補助額とか市町村補助額が、年度によって若干差があります。この補助額の算出基準はどのようになっているんでしょうか。

○髙橋総合交通課長 まず、国、県補助につきましては、国の補助といたしまして、例えば要件として運行乗車人数 輸送量が15人から150人といった要件がございまして、それに適合しなくなった路線ですとか、あとは、補助額の上限といたしましては、経常経費の20分の9を上限とし、費やした経費に対して、収益の半分以上はちゃんと賄えるような路線にしてくださいよという前提で制度設計がなされてございます。

また、それ以外にも、先ほど申した平均乗車 密度が低い路線については、いわゆる密度カッ トという形で減額されたりですとか、年度に応じまして状況が変わっていて、補助に当たりましては経常経費の見込み額等々を基に補助額の上限を設定するんですけれども、先ほど申したとおり、それ以上に赤字が拡大したときについては補助は出ないとか、そういったいろんな事情がございまして、年度ごとに差が出ている状況です。

〇田口委員 先ほど図師委員のほうから、各市 町村によって負担額が全然違うとありました。 これはどういう条件でそんなふうになってし まっているんですか。

うちはここまでだよと、各市町村で負担できる額が、その基準だけでやっているということなのか。それも各市町村ごとに決めている要因があるんですか。

○髙橋総合交通課長 市町村補助の経緯といた しましては、地域間幹線バス路線の中でも特に 利用者が少なかったり、事業者負担が大きいと ころにつきまして、交通事業者より個別に市町 村に対して支援を要請して、こういった積み上 げとなっている状況でございます。詳しい経緯 については県のほうで承知していないんですけ れども、そういったような形で積み上げた額が こういった形になっております。

○星原委員 今いろいろ出ている問題と同じことなんですけれど、結局、これまでも補助をずっとしてきているわけですよね。そしてこの表でいくと、平成28年度度から令和元年度までずっと赤字で、そういう中で何とか高速バスと貸切バス事業である程度調整していたんですけれども、今回みたいにコロナとかで移動自粛とかがあると、当然高速バスを使った県外等への移動もなくなるため、赤字となる。これまでも赤字の中で、やはり企業として赤字を減らすための

努力がなされているのかどうかというのも一点 はあると思うんです。

そして、先ほど都城市の負担額は80万円とか 何とかという話でしたよね。都城市の場合は地 元のバス事業者が運行しているわけですよね。 要するに市町村の負担の部分ですが、区間の距 離の問題、利用者の問題、そういったものを照 らし合わせてやっているんじゃないかなと思う んです。そうすると、利用者が少ないところは、 やっぱり少なくなっているのかなと思いますよ ね。ですから、市町村もこれ以上負担すること になると、多分厳しい形になっていくんじゃな いかなと。かといって、利用者がいればその人 たちをどう救うのかという問題と、これはやっ ぱり公共機関の部分だったら、国にはもちろん 出してもらっているけれど、ここだけでいいの か、県も負担できるのかできないのか。その辺 の検討をされてきているんですか。

○髙橋総合交通課長 委員のおっしゃるとおり、 今回、県として追加で1.36億円の緊急支援をさせていただきます。経緯をちょっと簡単に御説明させていただきますと、今回、宮崎交通から、県と市町村に対しまして支援要請があり、それを踏まえまして、県と市町村で集まりまして緊急に協議をいたしました。

方向性としてはいろいろございまして、まず一つは、ただ漫然と赤字を補塡するだけではなく、例えば、路線を効率化した上で、赤字をできるだけ圧縮した上で支援する方法もあるだろうということで、まずは、そういった検討を市町村のほうでやってほしい。効率化できるのであれば、それに対して圧縮した上で支援をすべきじゃないか。それで支援の可否を決定してほしい。当然、その結果、関係市町村間の協議の中で、県、市町村として支援するとなった路線

については、当然県も同等額をちゃんと支援しますのでという形で、方向性を確認させていただいていたところです。

今回、そういった形でございますが、当然これまでもずっと赤字赤字でしたので、ひたすら交通事業者と交渉しながら、できる限り路線を効率化できないかも含めて、県だけではなく市町村を含めて、バス対策協議会といった枠組みもございますので、そういった場で逐一やってきていたかという理解でございます。

○星原委員 国や県、市町村に補助が行っているという――このバス事業者だけじゃなくて、ほかの問題でも同じだと思うんですけれども、黒字になるのか赤字になるのかという計算になってくるわけですから、その辺の原因とか、どういう形で運行するのか――バスの大きさやら、いろんなのがあると思うんですよね、経費がかかるとなると。補助している以上はそういうところまである程度チェックがなされているのかなと思うんです。

事業者のほうは、これだけ毎年赤字であれば何とかしてほしいというのは当然でしょうし、利用者がいる以上、地域の市町村もそう言われればある程度補助を出さざるを得ないですよね。ただ、そういう補助金を出しているものに対して、チェックがぴしっと行われているのかどうかです。やっぱりそういうことも今後やっていかないと、相手に任せて、相手から出てくる決算書だけで判断していくというのも、あるいは、そういうやる中で、県に対して、あるいは国に対して、あるいは市町村に対して、また事業者側からの意見もあるでしょうし、こういう使い方とか、こういう方法はできないのかという補助している側からの意見もあるでしょう。やっぱりそういうところまで少し入っていかないと、

この問題はなかなか厳しいのかなと思うんですが、今後に向けて、何かそういった考えというのは持たれているんですか。

○髙橋総合交通課長 今後につきましては、路線網の最適化に向けた調査・検討――これまでどういった費用を赤字額のベースに入れているのか、改装費を入れるのかどうか、いろんな課題がございます。そういった中で乗降調査――当然 I Cカードの利用者数はあるんですけれども、それ以外に例えば、現金利用者がどれぐらいいるのかとか、どういった目的でどの路線が使われているのかといったところを、逐一この事業の中で調査していきたい。

その上で、県だけではなく市町村、事業者を 交えて、今後の持続可能な在り方についてしっ かりと検討していきたい。検討の場として、バ ス対策協議会、地域分科会がございますが、そ れ以外の組織も含めた新たな立ち上げ等も考え ておりますので、そういった場でしっかりと柔 軟かつ機動的にしっかりと考えてまいります。

○松浦総合政策部長 この幹線バス系統につきまして、コロナ前の段階でありますけれども、正直その段階で、路線ごとにどういうふうに改善していくのかというところまで踏み込んだ積極的な議論は、十分できていなかったというのが正直なところでございます。

一方で、高齢者の免許返納の問題であるとか、 そういったところが当然あったもんですから、 そういった新しいニーズを開拓していくために、 県もそういった補助事業を組んで、そういう形 で収支を一定程度改善をしていった上で、路線 ごとに考えていきましょうかというお話になっ たんです。

しかし、このコロナの関係で、もともとの課題であります、今の運行形態がそのままで正し

いのかどうかということまで踏み込んで考えなければならない状況になったと思っております。もちろん市町村においても、今のままでいいというふうなお話はないと思いますので、先ほど申し上げましたように、今の運行形態がベストなのかどうかというところから見直しをしなければならない。これは交通事業者にも協力していただく必要があると思いますけれども、そういう形で、持続できるような形を見出していく必要がある。これを早急にやりたいと思っております。

○星原委員 最後にしますけれども、今後の取組方針の④番なんですけれど、どういう方法が効率がいいのか、ここ辺りをもう少し深く検討して、どちらも大変なわけですから、そういう検討がなされるべきじゃないかなと思います。その辺のところを中心にしてやっていくと、多少、事業者側と利用者側、市町村でいろいろあるはずですから、その場合、どちらが経費がかからんか、利用しやすいかと、その辺のところを検討していただければいいのかなと思いますので、ぜひそういう方向で考えてください。

○井上委員 似たような意見で恐縮なんですけれども、中山間地域の移動手段の確保支援事業について、必ずこの問題で議論するときに必要だったわけです。ここが丁寧にやられて、ここが実際に動いていくと、地域の人たちの負担感が全然違ってくると思うんです。日之影町がたくさんのお金を出しておられるけれども、それはそれで生きていくという可能性が出てくるわけです。

だから、今、星原委員からも出たように、今後の取組の方針のところが、どこまで丁寧にやれるかということが求められると思うんです。 本当に利用の実態調査というのはバス会社に任 せているのか。それによっての検討を細かくしているのかどうかです。この4つは、本当に取組の方針としては正しいと、私もこの方向はしなければいけないと思うし、もっと徹底して追求していく必要があると思うんです。

実際に、宮崎市は負担が少ないと言われているけれども、福祉関係でここに金を出しているわけです、100円バスという形で。この金額たるや、宮崎市が出している金額はものすごく大きいんです。だから、バス事業者に対する支援というのは、いろんな形でなされているわけで、お互いで議論をきちんとしないと、このまんまでいいのか、本当にこれでいいのか、金を出すだけでいいのかということに。具体策がないままやっていくと、これからも大変な問題になっていく可能性が非常に強いと思うんです。今の形だと、税金を出している側の人たちに対する説明が非常に難しいので、具体的にこうやって、こういう結果で、こうだというところが出てこないと、まずいかなと思うんです。

方針をつけるだけではなくて、具体的にスケジュール感がないと、何回も同じものを見せていただいているような気が私はすごくします。前々から、この総合交通のところのここがネックになっていたわけだから、もっとスケジュール感をきちんと出してもらいたいなと思うんですけれども、取組方針のスケジュール感はどんなふうになっているんですか。

○高橋総合交通課長 こちらの取組方針の今後 の持続可能なネットワークの検討、ここは非常 に重要であると考えております。

今回、まさに議会中ではあるんですけれども、 ウェブ等や電話で関係市町村の担当課長との協 議を既に開始させていただいておりまして、7 月にはそれを終えます。7月以降につきまして は、実際に現場を見に行きながら、市町村とより個別に、より進化した検討を行っていきたいなと考えています。

その中で、できればなんですけれども、各地域ごとなのか、市町村ごとなのか分かりませんが、1つ以上は成功モデルケースといいますか、そういったものを徐々につくり上げていかなくちゃいけないなと考えておりまして、具体的なスケジュールまでは現時点でお示しできないんですけれども、まず、そういった市町村の実態――どういった利用目的なのか、そもそも、この路線が現状のままでいいのかどうか。そういった地域の声の把握を7月、8月あたりでしっかりとやっていきたいなと考えています。それを踏まえて、持続可能なネットワークの在り方について、しっかりと検討していきたいと思います。

〇井上委員 そこに住んでいる人をどこかに運ぶということだけを考えれば、直接支援すればいいんだから、ほかに簡単な方法がいろいろあると思う。

問題は、地方回帰だとかいろいろなことを言われているわけで、観光と一体となったものはできないのかと、いろんなことをプラスアルファで考えていくと、それは違うところから違う形で、地方創生のお金だって使っても構わないと思う。一つ、この人をここに移動させるためだけの事業の仕方をするんだったら、それは、本当にすぐその人に直接お金をやったほうが早いということになるわけ。

だから、本当に仕事として昇華するためには どうするかとなると、やっぱりそこを知恵を出 してほしいし、汗を出してほしいし、動いてほ しいし、結果を出してほしいと、私はそう思い ます。だから、同じ金を同じように税金を投入 するわけだから、その投入した税金が本当に生 きるのか、今後の地方のやり方にマッチするの かというのをきちん検討するべきだと思う。

そして、確かにお金も出していらっしゃるけれど、地域の方たちも議論していただかないと、一方的に県側がこんなふうに考えて、ここのバスをこんなふうにしますよではなくて、何が一番その地域の人たちにとってプラスアルファが大きいのかということを考えてやっていただくと、ほかの形ともマッチングさせてやれる方法というのはないのか、ほかの事業とのマッチングはできないのかとか、いろいろあると思うんです。もっと考えてほしいし、もっと突っ込んだ議論をしてほしいと思います。

宮崎市はすごい金額を出していますよ。あれ は本当に活用されているのかなと、どれぐらい の高齢者が動いているのかなと、ちょっと疑問 を持つときもありますが。バス事業者に金を出 すだけが正解なのか、バス事業者としても、利 用者拡大をするためにどうするのかというとこ ろまで突っ込んでいただきたいと思います。

○髙橋総合交通課長 委員のおっしゃっるとおりでございまして、例えばスクールバスへの混乗化とか、そういったようないろんな多様な選択肢はあるんだと。例えば福祉施策としてタクシー利用券を住民の方に配ったりだとか、まずは地域の実情、地域の住民の皆さんの考え、そういったニーズをちゃんと拾っていくことが、まず第一に重要なんだろうと考えています。

先ほど、路線網の最適化に合わせまして、まずは本当に地域の実情をしっかり把握する。県だけがこうしろと提案するだけでは、多分誰も使わないと思いますので、まずは市町村ですとか、地元の交通事業者、また実際の利用者を含めて、ニーズをまずはしっかりと拾い上げてい

きたいと思います。その上でしっかりと費用対 効果といいますか、当然同じをお金を出すにし ても、こっちのほうが効果的だとか、そういっ た議論を各市町村と十分に深めていきたいと考 えています。

○井上委員 単なるバス事業者の経常費率を上げていくためだけの対策だったら、やるべきでないところがいっぱいあるわけ。ただ、地域住民にとって、そして地域の活性化のためにどうしていくかとなったら、その地域を網羅しているバスは無料でもいい。誰が乗ってもいいし、誰がどこで降りてもいいしという可能性もあるわけ。それと、地域を越えた、町を越えた、村を越えたところでやれるとしたらどうするのかとか。

だから、固定的な物の考え方とそこの地域だけの考え方で物を見ないで、三町一体としたらどうなのか、四町、五町としたらどうなのかと、もっと広がった形で何かを考えること。だから、今のままだと非常に工夫がないのではないかと私には見えてしまう。

これは政策としてきちんと議論して、やり上げていくということができないと、地域活性化という意味でのバス事業という考え方にはなっていかないと思うんです。単なるバスを走らせている事業者に対して支援するだけでいいのかという議論になってくると、これは本末転倒だとれは思う。地方創生の活性化の補助金を使うというのもいかがなものかと思ったりするので。だから、政策としてやり上げるときには、もっと工夫が必要だし、地域を越えていくということがないと、固定的な物の考え方だと活力が湧かない。ここにやっぱりプラスアルファでいろんなものを乗っけていくという力を持ってもらいたい。

○髙橋総合交通課長 委員の本当におっしゃる とおりでございまして、例えば路線バスが移動 手段というだけではなく、その路線バスがある ことによって、そこに住んでいる高齢者の外出 が促進されたりだとか、そういったいろんな効 果があるんだろうなと考えております。

法律も昨年度改正をされておりまして、地方 公共団体が計画策定、努力義務とされておりま すけれども、しっかりと交通事業者、市町村、 県を含めて、単純な路線バスを維持するだけで はなく、そういった地域活性化の観点を踏まえ ながら、どういったのが本当に一番望ましいの か。そういったような形をしっかりと模索して いきたいと考えています。

○松浦総合政策部長 御指摘のところは重要なところだと思っております。もともとの発想としまして、今はコロナの状況ですので、バス路線を全体として維持していくことが最優先だと思っており、これは緊急的な対応としてどうしても必要だと考えております。そういう視点で提案をさせていただいておりますけれども、これがずっと続けていけるかどうかという問題は別でございます。事業者の赤字の幅を減らしていくための支援ということでは、そういうふうな考え方では続かないと思いますので、続く形をどうやって見つけていくのか。

先ほど申し上げましたけれども、そういう意味で、今のままの運行の形態がそのまま残っていくとは考えておりません。これを効率的に動かしていくというようなところを当然考えていかなければならないと思っております。乗車密度が1に満たない路線もありますので、そういったところを含めて、どういう形が移動として最適なのか。そういったことから考え直していきたいと思っておりますので、そういうふうな姿

勢で臨んでいくということで御理解いただけれ ばと思います。

○井上委員 私と部長の考えは一致していると思うんです。今、私たちが考えなければいけないのはポストコロナです。国は今、コロナの感染症対策にすごい金を使っているんです。経済対策とうまくリンクできなかったので、非常にお金を使っているんですね。

私は今回も質問させていただきましたが、社会保障費なんていうのは、国の予算の35.9%を使っているんです。これから使えるかといったら、使いにくいんです。だから、地方に来る金だって絞られると思うんです。だから、いろんな意味で、きちんと先を見越した、持続可能な地域づくりという、宮崎県を持続していけるような地域にしていくために、どう金を今注ぎ、どう私たちは動いたらいいか。

今、事業でやろうとされているこの推進調査

事業の中でもちろん十分議論されないといけな いし、県民の足の問題というのは、そこでもき ちんと解消して議論されていかないと、金は来 ない、県の金はどうするといったって、県も持っ ていない、市町村も持っていない。もっと悲惨 な状態になる可能性が非常に高いと思うんです。 ですから、しっかりと先を見据えて、対策を打 つということが大変重要なんだと思いますので、 ぜひ頑張ってください。よろしくお願いします。 ○安田副委員長 私からちょっとお願いがあり まして、また、私たちの地区は、中山間地域は 大変高齢化がこれから進んでいく地域でありま して、このバス路線の確保というのが大事になっ てくると思うんです。特に日向市から椎葉村、 美郷町や門川町、ああいう路線の便数をこれ以 上少なくされたら大変困るところがありますの で、それも踏まえて、今後の話合いの場で検討 していただきたいと思います。

○高橋総合交通課長 副委員長のおっしゃるとおりでございまして、今回、地域間幹線バスということだけがちょっとクローズアップされがちなんですけれども、それ以外にも、例えば廃止代替バス――いわゆる広域的バスと言われるものも含めていろんな形態がございますので、そういった中で地域住民の移動手段の確保という観点から、しっかりと市町村、交通事業者と議論を深めていきたいと考えておりますので、今後とも頑張ってまいります。

- **〇安田副委員長** よろしくお願いします。
- ○西村委員長 それでは、次に報告事項に関する説明をお願いします。
- ○大東総合政策課長 総合政策部の令和2年度 宮崎県繰越計算書について御説明させていただ きます。

常任委員会資料の13ページをお開きください。 令和2年度から本年度への繰越額が確定いた しましたので、御報告させていただきます。

まず、上段の令和2年度繰越明許費繰越計算 書の合計の欄に記載してございますとおり、総 合政策部全体では8事業、繰越額は22億8,312 万3,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、表の右にございますとおり、事業主体において事業が繰越しとなるもの、関係機関との調整等に日時を要したことによるもの、国の補正予算の関係等により工期が不足するもの、工法の検討等に日時を要したことによるものでございます。

次に、下の段の事故繰越計算書でございます。 これは、一定規模以上の水力発電施設が所在 する市町村に対して交付されます国の交付金で ございますけれども、美郷町の石峠レイクラン ドの遊具の更新に当たりまして、新型コロナウ イルス感染症の影響により、海外からの資材納 入が遅れたことにより事故繰越となったもので、 繰越額は1,433万3,000円でございます。

報告事項は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 次にその他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

○大東総合政策課長 次期宮崎県総合計画の策定につきまして御説明させていただきます。

常任委員会資料の14ページをお開きください。 まず、1の計画策定の趣旨でございます。

現行の総合計画につきましては、2030年を見据えて作成されております。策定から約10年が今経過したところでございますけれども、この間、急速な人口減少・少子高齢化、今回の新型コロナの発生、あと科学技術の急速な発展など、大きな変化が近年生じております。そういったことから、新たな総合計画の策定に着手しようというものでございます。

2にありますとおり、策定のイメージといたしましては、今回の新たな計画につきましても、長期ビジョンとアクションプランによる2段構成といったことにしたいと考えております。また、作成に当たりましては、3にありますとおり、これまで同様、総合計画審議会への諮問あるいは県民の皆様との意見交換等もしっかりと行う予定にしております。

また、4の策定のスケジュールでございます。 今年度中に長期ビジョンの骨子を策定いたしま して、来年度以降、県議会で御審議いただく予 定で進めてまいりたいと考えております。 次に、15ページを御覧ください。

現行計画の進捗状況について、主な指標を時系列でまとめております。県内総生産や観光消費額など、順調に伸びている指標もあります一方で、出生数や大学・短大等卒業者の県内就職率など、進捗が芳しくないといったものもございます。今後、こういった指標、数値を検討しまして、改めて課題をしっかり把握して対策を検討していく必要があると考えております。

続いて、16ページを御覧ください。ここからは、今回の長期ビジョン見直しに当たっての主な論点についてまとめております。

まず、(1)基本認識でございます。

グラフにありますとおり、これまでも、人口減少という問題は最大の課題として捉えてきております。本県の人口は、このグラフにありますとおり、この先40年、50年といったスパンで見ましても、人口減少が下げ止まることはないということでございます。これを前提として議論をしていく必要があるというふうに考えております。

なお、後ほど統計調査課のほうから御説明いたしますけれども、昨年の国勢調査の速報値では、県の人口は約107万人ちょっとということで、ここでいう点線と実線、これでいう改善ケース、点線のほうです。こちらの推計に近い数ということにはなっておりますけれども、この点線と実線、現状維持ケースの推計とあまり数として変わりはないというふうな状況ですので、今後どう頑張れるかということによって、この傾きが変わってくるということになってまいります。

また、(2)以下は、今回の見直しに当たって の論点を整理しております。

まず、人口減少の抑制という論点でございま す。下にある2つのグラフに示しておりますけ れども、合計特殊出生率は、本県は全国でも上位にあるということでございますけれども、ここにありますとおり、出生数が急激に減少しております。また、下のグラフですけれども、依然として若い世代の県外への流出が続いているという状況にございます。

したがいまして、今後、合計特殊出生率の向上だけではなく、いかに出生数の減少を抑制し、また、若者の進学・就職での県外流出の抑制、あるいは若い段階でUターンをいかに進めるか。自然減、社会減双方の対策を改めて議論していく必要があると考えております。

17ページを御覧ください。

次に、地域社会の維持でございます。

まず上の表は、現計画で行っております地域 ごとの人口推計でございます。これはケース2 の場合の推計、いわゆる改善ケースと言われる ものですけれども、その場合の地域ごとの人口 推計でございます。40年後(2060年)には、現 在の半分以下になるという地域も予想されてお る。非常に厳しい数字となっております。

また、その下に表がありますけれども、参考ですが、これは国の国土審議会の資料で示されたものですけれども、人口規模ごとにサービスがどういった存在確率であるか。人口規模に応じて、どういうサービスが今提供されているかということをまとめたものでございます。今後、人口が減少する中で、地域ごとに機能やここにあるようなサービス、これをどのように維持していくかといったようなことも考えていく必要があると考えております。

18ページを御覧ください。

3つ目の論点が、経済活動の活性化について でございます。

上のグラフにありますとおり、これは産業別

に就業人口をまとめておりますけれども、右端の医療・福祉を除きまして、県内のほとんどの産業において就業者数が減ってきております。 農林水産業や製造業など就業者が減りつつも、生産額を向上させているというものもございますけれども、卸・小売業や宿泊・飲食サービスなど、就業者の減少に比例して生産額が減少しているという業種もございます。

今後でございますが、左下のグラフにありますとおり、本県の就業人口は、今後どんどん減っていくという推計となっております。こういった中で、いかに各産業の生産力を維持するかといったようなことが大きな課題です。

それに対しまして、右下に科学技術の社会的 実現時期の予測というのをまとめておりますけれども、ここにありますような様々な科学技術、 AI、ロボット、エネルギーといった新しい技術をいかに取り込んでいくかが、県内経済の維持・発展を図っていく上では不可欠と言えますので、こういったところもしっかりと議論してまいりたいと考えております。

総合計画の改定については、説明は以上でご ざいます。

○小園統計調査課長 統計調査課でございます。 委員会資料の19ページを御覧ください。

令和2年国勢調査(人口速報集計結果)についてでございます。

令和2年10月1日現在の本県の人口は107万213人、世帯数については46万9,690世帯で、 過去最多となっております。

なお、先ほど説明がありましたとおり、アクションプランにおける目安としまして、米印にありますが、106万9,000人となっております。

それでは、今回の速報集計結果の詳細につき まして、お手元にお配りしております別冊の資 料1、令和2年国勢調査、人口速報結果の概要で御説明させていただきます。

別冊資料の1の1ページをお開きください。

まず、1の宮崎県の人口につきましては、先ほど御説明しましたとおり107万213人で、5年前の調査結果と比べますと3万3,856人、率にしまして3.1%減少しております。本県の人口は、平成7年をピークに減少が続いており、減少率も拡大している状況でございます。

次に、2ページをお開きください。

2の地域別人口についてでございます。

県内を8地域に分けて比較しております。まず、上のグラフ、図の2-1、地域人口の推移を御覧ください。地域別で最も人口が多いのは、宮崎・東諸県地域で県人口の約4割を占めております。次に、下のグラフ、図の2-2を御覧ください。これは人口の増減率を示したものですが、前回に引き続き、全ての地域で減少しております。

右側の3ページを御覧ください。

図の2-3は、各地域別人口が県全体に占める割合を示しております。宮崎・東諸県地域と 北諸県地域以外は、いずれもその割合が減少し ております。

次に、4ページをお開きください。

3の市町村別人口についてでございます。

図の3-1は、県内の市町村を人口の多い順に並べております。最も人口が多いのは、宮崎市の40万1,591人、県人口の約38%を占めております。次いで都城市、延岡市となっております。一方、人口が最も少ないのは西米良村の1,000人で、次いで諸塚村、椎葉村となっております。

右側の5ページを御覧ください。

図の3-2でございますが、これは市町村別の人口の増減率を前回の調査と今回の調査で比

較したものです。右側の黒い棒が今回の調査結果でございます。今回、人口が増加した市町村は、グラフの左側になります、三股町と宮崎市でございます。また、グラフの中ほどにあります綾町と木城町につきましては、前回の増加から減少に転じております。その他の市町村については、前回に続いて減少しており、特に少子高齢化が進んでいる市町村は、減少率が高くなっております。

次に、6ページをお開きください。

4の世帯についてでございます。

本県の世帯数は46万9,690世帯で、前回と比べて6,832世帯、率にしまして1.5%増加しており、過去最多となっております。一方、1世帯当たりの人員は、過去最少の2.28人となっており、主な要因としては、親との同居率が低下していることなどが考えられます。

最後に、資料の最終ページ、12ページを御覧 ください。

全国の速報集計結果につきましては、明日25日に公表が予定されております。また、全国の確報結果につきましては、本年11月の人口等基本集計の際に公表される予定です。

説明は以上でございます。

〇髙橋総合交通課長 常任委員会資料の20ページをお願いいたします。

宮崎カーフェリー株式会社の経営状況等についてであります。

まず、1の概要でございますけれども、宮崎港・神戸港間のフェリー航路を運航する宮崎カーフェリーは、長期的、安定的な航路維持のため、来年5月及び10月の2隻の新船就航に向けまして、現在、順調に建造作業が進められているところでございます。

具体的なスケジュールにつきましては、表で

示しているとおりでございまして、2隻とも起 工を終えて、今後、進水、就航と続いていくと いう状況でございます。

2の経営状況につきましては、令和2年度決算見込みをお示ししております。令和2年度は、長引く新型コロナ等の影響によりまして、貨物、旅客ともに大きな影響を受けている状況でございます。

まず、具体的には(1)輸送量でございますが、貨物につきましては、トラック台数が前年比で申しますと6,000台、9%減のおよそ6万台となっております。

主な要因といたしましては、新型コロナの影響による経済の停滞で生産活動が停滞し、貨物の総量が減少したこと、また、特に外食産業での消費が多い牛肉や酒類などの需要が減退したことなどが上げられます。

また、旅客につきましては、トラックドライバーや旅客等を含めた総利用者数につきましては、前年比でおよそ10万人、60%減のおよそ7万人となっております。このうち、一般旅客につきましては、前年比でおよそ75%減、特に団体客だけを見ますと、前年度90%を超える減少となっております。

主な要因といたしましては、関西エリアでの 度重なる新型コロナの感染拡大、国の緊急事態 宣言の発出等によりまして、人の往来が抑制さ れたことなどが上げられます。

また、(2) 収支状況のうち、売上高につきましては、こういった輸送量の減少によりまして、 貨物運賃収入、旅客運賃収入ともに減少しております。売上げにつきましては、前年比でおよ そ2割減の42億円余となってございます。

営業費用につきましては、コロナによる原油 への需要減退及び、これによる燃料価格の下落 などの影響によりまして、前年比でおよそ1割減の47億円余となってございます。

結果、営業利益、経常利益ともにそれぞれ4 億を超える赤字となっております。

21ページでは、こういった状況を踏まえました経営安定化の取組について説明いたします。

ここに記載はないんですけれども、国の支援 策といたしましては、昨年度以来、宮崎カーフェ リーとして雇用調整助成金などの支援を受けて きたほか、Go Toトラベル事業による需要 回復に向けた後押しを受けてきたような状況で ございます。この21ページにつきましては、宮 崎カーフェリーとしての対策につきまして、旅 客、貨物それぞれに分けてまとめさせていただ いております。

まず、旅客につきましては、新型コロナの影響を受ける中で、徹底した感染防止対策に取り組み、船での移動に対するマイナスイメージを払拭するとともに、各種利用促進キャンペーン、プロモーションを展開していくこととしています。

具体的な取組の例につきましては、その下の四角囲みでそれぞれ観点で分けさせていただいてございますが、従来から、感染対策等に取り組んでまいりましたが、新たに、イメージ回復というところの2つ目の項目でございますが、本年7月より県のPCR検査事業の活用、また、相部屋の個室化など船内の安全性向上と船旅のイメージ回復に新たに取り組んでいくこととしてございます。

また、需要回復の2つ目の項目でございますけれども、1隻目の進水式が予定されております本年10月より、順次、新船就航へ向けた機運醸成のためのプロモーションを展開していく予定としてございます。

次に、貨物対策につきましては、経営分析に 基づく貨物戦略によりまして、共同輸送の実証 事業や県外事務所等の企業誘致活動との連携を 強化し、新たな販路の開拓として、特に課題の 大きい下り荷の確保を図っていくこととしてお ります。

具体的な取組の例につきましては、その下に2つの観点でまとめさせていただいておりますけれども、従来からの取組に加えまして、新たに貨物戦略2つ目の項目でございますが、昨年度より中小機構から派遣された外部アドバイザーから経営分析を受けておりますけれども、そうしたことに基づきまして、営業活動をさらに強化するための営業戦略を策定する予定としています。

また、販路開拓・下り荷確保といたしましては、2つ目の項目のところで記載をしておりますとおり、昨年度より日用品や加工食品等の荷主とカーフェリー ——具体的には荷主はこれまでトラックで北九州へ運び、そこから宮崎に運んできていた状況なんですけれど、カーフェリーに転換できる可能性につきまして調査等を行ってまいりました。その中でも、特に協力をいただけそうな県外荷主と協力いたしまして、販路開拓・下り荷確保、3つ目の項目になってまいりますけれども、定期輸送に向けました実証事業を今年度に行っていく予定としています。

さらに一番下のポツでございますが、県外事務所等が行う企業誘致活動と連携いたしまして、新たな荷主の確保に向けてネットワークを拡大してまいります。これらをはじめといたしました旅客対策、貨物対策に取り組みまして、早いタイミングでの経営回復を図ってまいります。

当課からの説明は以上でございます。

〇川端中山間・地域政策課長 委員会資料の22

ページをお開きください。

宮崎県過疎地域持続的発展方針(素案)について御説明いたします。

まず、1、方針策定の趣旨等でございますが、 4月の常任委員会でも御報告いたしましたとお り、本年4月1日に新過疎法が施行されたこと に伴いまして、同法の規定に基づき、県の過疎 地域持続的発展方針の策定を行い、本県の過疎 地域の持続的発展に向けた施策の指針を示すも のであります。

次に、(2)の方針の意義ですが、新過疎法では、県の定めた過疎方針に基づき、県及び市町村がそれぞれ過疎計画を定めることができるとされております。これら過疎計画に基づくことで、過疎対策事業債を中心とした各種支援措置が適用される中での県・市町村の事業推進が可能となります。

次に、2、方針の対象地域及び期間でござい ます。

(1)の対象地域は、過疎市町村16団体と経 過措置対象の特定市町村1団体、木城町になり ます。対象期間は、新過疎法の有効期限10年間 の前半期、令和3年度から令和7年度までの5 か年間でございます。

3、今後のスケジュールについてでありますが、この素案については、明日から7月19日にかけてパブリックコメントを実施し、その後7月下旬には、方針に関する総務省の協議を予定しております。そこで県方針の内容が定まりましたら、9月をめどに、新たな方針に基づく市町村計画案をそれぞれ市町村の議会に提出していただき、県計画案につきましても、取りまとめの上、県議会のほうに御報告させていただく予定でございます。

23ページを御覧ください。

4、方針の概要でございます。

方針の概要及び概念図を記載してありますが、 主な内容は、別冊の資料2、宮崎県過疎地域持 続的発展方針(素案)より御説明いたします。

資料 2 の表紙から 3 枚めくっていただきまして、1 ページ目を御覧ください。

この方針素案は、全体で55ページに及ぶ内容 となっておりますが、まず第1、基本的な事項 の1、過疎地域の現状と問題点として、1ペー ジ目から27ページ目まで、人口、産業、インフ ラ、医療、福祉等の状況を記載しております。

続きまして、28ページをお開きください。

2の過疎地域持続的発展の基本的な方向です。

今回の素案では、令和元年に策定しました現行の宮崎県中山間地域振興計画の内容を踏襲いたしまして、主に「ひと」「くらし」「なりわい」、この3つの観点から、本県の過疎対策の基本的な指針を整理しております。

続きまして、34ページをお開きください。

ここから、34ページから55ページにかけまして、法律の定めにより11の分野別に対策の方針を記載しております。ここでは、新法で追加・独立された分野・項目を中心に御説明いたします。

まず、34ページの第2、移住・定住・地域間 交流の促進、人材育成・確保です。

この章では、移住・定住と人材育成・確保の項を新たに項立てしておりまして、特に(4)人材育成及び人材確保の部分では、都市部との人材交流に取り組むこと等により、過疎地域において不足している専門人材の育成・確保を促進することや、特定地域づくり事業協同組合の設立支援による、地域内外の若者等の人材の確保を図ることについて盛り込んだところでございます。

次に、42ページをお開きください。

こちらは、第4、地域における情報化であります。

ここでは、過疎地域における情報基盤整備の 重要性を踏まえ、地域における情報化に絞って、 新たに章立てを行った項目でございます。内容 につきましては、今年3月に策定されました、 みやざきDXプランに基づきまして、デジタル 化の推進や情報基盤の整備等に取り組むことに ついて盛り込んでおります。

また、右側43ページの第5、交通手段の確保の促進では、(4)交通手段確保のための対策の項で、住民の日常的な移動のための交通手段の確保のため、先ほどの予算議案でも説明いたしましたが、自家用有償旅客運送制度の活用やデマンド方式の導入等を図りながら、効率的で利便性の高い持続可能な生活交通体系の確立を図ること等について記載しております。

最後に、55ページをお開きください。

第12、再生可能エネルギーの利用の推進は、 過疎地域の資源循環の重要性を踏まえ、新たに 章立てされたものです。本県においても、過疎 地域に多く賦存する資源を利活用し、地域内の 経済循環を進めていく観点から、木質バイオマ スや小水力発電など新たに再生可能エネルギー の利用推進を盛り込んでおります。

県過疎方針素案の説明は以上でございます。 続きまして、委員会資料の25ページをお開き ください。

令和2年度の移住実績についてであります。

1の移住実績についてでありますが、県及び 市町村が移住相談窓口など公的な施策により把 握しました移住世帯数等を合計しました県全体 の数字につきましては、令和2年度は755世 帯、1,326人となり、令和元年度の558世帯、973 人からそれぞれ3割を超す増加となっております。

増加の主な要因としまして、県内企業への就職や新規就農等の個別の施策の効果もありますが、コロナ禍の中での地方回帰の動きが全体に反映したことが大きいと考えております。

なお、米印に記載しておりますが、本県では 「本人や家族の意思に基づき、定住することを 目的に、県外から県内に生活の拠点を移すこと」 を移住の定義としており、勤め先の都合による 転勤や進学による転入などは、集計から除いて おります。

その下の二つの表につきましては、令和2年 度の移住世帯の年代別内訳と移住前居住地の地 域別内訳を記載しております。

年代別では、20代が最も多く252世帯、次いで30代の224世帯、その次が40代の127世帯となっております。地域別では、関東からが最も多く280世帯、次いで九州・沖縄の214世帯、近畿の136世帯となっております。傾向は例年同様ですが、今年度に関しましては、関東からの割合が大きく伸びております。

次に、2の市町村別内訳でありますが、令和 2年度では、最も多いのが宮崎市の246世帯です が、次いで都城市が大幅に伸びておりまして179 世帯となっております。これは、同市が昨年、 移住相談窓口を整備されたり、広報を強化した 成果ではないかと考えております。

また、町村では高千穂町の増加が目立っておりますが、NPOに委託しての空き家の掘り起こしや移住者同士の交流会から口コミの効果が出たと伺っております。

今回、移住者が増えましたが、この結果が一 過性のものにならないよう、この地方回帰の流 れを引き続き生かして、豊かな自然やサーフィ ン等のスポーツ環境ですとか、強い農業など本 県ならではの魅力を引き続き強く発信して、本 県への移住を促進してまいりたいと考えており ます。

また、せっかくおいでいただきました移住者が、コロナ収束後に再度流出することのないように定着していただくことが大切だというふうに考えております。市町村と連携しながらサポートですとか、相談対応にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上であります。

〇川**越交通・地域安全対策監** 委員会資料の26 ページをお開きください。

第11次宮崎県交通安全計画の策定について御報告いたします。

まず、1の策定の趣旨についてであります。

この計画は、交通安全対策基本法により、国の交通安全基本計画に基づき策定することとされている、都道府県ごとの交通安全計画について、第10次計画が令和2年で終了しましたことから、今回、新たに第11次計画を策定したものであります。

2の計画の概要についてであります。

- (1)の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間です。
- (2)の基本理念は、「人優先」の交通安全思想を基本といたしまして、人、自動車などの交通機関、道路などの交通環境に対する施策の推進や先端技術の積極的な活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない安全で安心な社会を目指すものであります。
- (3)の目標につきましては、期間中の令和 7年までに、道路交通においては、年間の24時 間死者数を31人以下、人身事故発生件数を5,200 件以下にすること、また、鉄道及び踏切道の交

通においては、乗客の死者数ゼロの継続、運転 事故全体の死者数減少、踏切事故の発生防止と いたしております。

(4)の視点及び施策の体系につきましては、 次のページに第11次宮崎県交通安全計画の視点 及び施策の体系により簡単に説明します。

まず上段の、1、道路交通の安全については、 今後の交通安全対策を考える視点といたしまして、①から⑥でございますが、①高齢者及び子 供の安全確保、②歩行者及び自転車の安全確保、 ③生活道路における安全確保、④先端技術の活 用推進、⑤交通実態等を踏まえたきめ細かな対 策の推進、⑥地域が一体となった交通安全対策 の推進を掲げております。そして、それらを基 に、矢印右側の①道路交通環境の整備から⑧調 査研究までの8項目の基本的施策を講じること としております。

次に、下の段の2、鉄道及び踏切道における 交通安全についての視点といたしまして、左側 に3点、①重大な列車事故の未然防止、②利用 者等の関係する事故防止、③それぞれの踏切の 状況等を勘案した効果的な対策の推進を掲げて おります。そして、それらを基に、矢印右側の 鉄道の施策であります、鉄道交通環境の整備や 踏切道の施策であります、踏切道の統廃合の促 進などの対策を講じることとしております。

その他の計画の詳細につきましては、水色の冊子をお配りしております。資料3です。第11次宮崎県交通安全計画をお配りしておりますので、御参照ください。

それでは、前のページに戻りまして、3の策 定の経緯でございますが、国の基本計画の中間 案が示されました昨年の秋から作成に取りか かっております。令和2年度11月県議会の定例 会の総務政策常任委員会において策定の報告を いたしまして、その後、警察本部などの関係機関と協議を進め、今年の3月にパブリックコメント、4月の幹事会において審議をした上で計画案を作成いたしました。その後、5月に宮崎県交通安全対策会議を開催する予定でおりましたが、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、書面審議として決定をいたしております。

なお、パブリックコメントにつきましては、 自転車損害賠償保険に関するものなど8件の意 見が寄せられましたが、関係機関と検討した結 果、本計画に反映するには至っておりません。 今後、施策推進上の参考にしてまいります。

この計画を基に、今後5年間の交通安全対策 を総合的に推進し、交通事故のない安全で安心 な社会を目指したいと考えております。

説明は以上でございます。

〇山崎生活・協働・男女参画課長 委員会資料 の28ページをお願いいたします。

第4次みやざき男女共同参画プランの策定に ついて御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨ですが、現行の第3次プランの計画期間は、平成29年度からの5年間であり、今年度で終期を迎えますことから、計画の改定が必要となっております。このため、昨年12月に改定されました国の第5次の基本計画や昨年度に県が実施しました県民意識調査の結果等を勘案し、新たなプランの策定を行うものであります。

次に、2の新たなプランの概要についてであ ります。

- (1)の計画期間は、令和4年度から8年度 までの5年間。
- (2)の計画の性格と役割につきましては、 男女共同参画社会基本法に基づきます本県の男 女共同参画計画として策定し、本県における男

女共同参画推進の基本的方向や具体的施策を示 すこととしております。

また、第3次プランと同様に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法に基づく推進計画を盛り込み、一体として策定することとしております。

次に、3の策定スケジュールにつきましては、 審議会や庁内会議での意見聴取や検討を行いま して、9月県議会定例会で体系案を、また、11 月定例会で計画案を御報告し、その後、パブリッ クコメントを経まして、2月定例会に議案とし て提出させていただき、議決後に公表すること としております。

説明は以上であります。

○西村委員長 説明の途中でありますけれども、 このままでは正午を過ぎますので、休憩を挟み たいと思います。午後1時10分からの再開でよ ろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、午後1時10分に再開 したいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後1時9分再開

- ○西村委員長 それでは、休憩前に引き続き説明を求めます。
- ○河野みやざき文化振興課長 常任委員会資料 の29ページをお開きください。

みやざき文化芸術振興条例(仮称)でござい ますけれども、その概要について説明を申し上 げます。

この条例につきましては、本年度末の制定を 目指して検討を始めたところであります。

まず、1の制定の趣旨でありますが、本県で

は、記紀ゆかりの神話や伝承、神楽などの伝統 文化、若山牧水に代表される文学、また、宮崎 国際音楽祭などの音楽、さらには、恵まれた自 然から生み出される食文化など、本県ならでは の豊かな文化芸術が生まれ、育まれてまいりま した。また、これら以外にも、様々な文化芸術 活動が県民の皆さんの間で活発に展開をされて きております。

もとより、文化芸術というものは、生きる喜びをもたらし、県民の心のよりどころとなり、あるいは、表現を通して通じ合うことで互いに理解し、尊重し合う場を提供する。そういったことからしますと、県民一人一人に共通する財産であると言えるのではないかと思っております。

そういった認識の下で、国文祭・芸文祭の開催による文化芸術に対する関心の高まり、あるいは、活動の盛り上がりというものを一過性のものとせずに、全国にも誇り得る本県の文化芸術を将来に継承しながら、文化芸術の多様な価値を生かして施策の総合的な推進を図り、暮らしの豊かさにつなげていくため、この条例を制定するものであります。

2の条例の主な内容でありますが、具体的な内容は今後検討していくわけでありますけれども、(1)前文におきましては、本県の文化芸術のありよう、あるいは、文化芸術振興の意義等について記載をいたしますとともに、(2)の基本理念、例えば、文化振興に当たっては、県民一人一人が主体であり、自主性というものが尊重されなければならないということなどを記載しますとともに、(3)県の責務でありますとか、そこに書いておりますような各主体の役割を記載をしたいと思っております。

また、(4) 文化芸術に関する基本的施策の方

向としまして、施策の対象となる文化芸術とは どういうものかということを、そこにあります ような、ある程度カテゴリー化して例示をする ことになりますが、それを記載した上で、その 下でありますが、文化芸術を実感できる環境づ くりとして、例えば文化芸術に対する理解と関 心の醸成、あるいは、文化芸術を支え、育む人づ くりとしまして、例えば子供の感性等の養成、 担い手の育成確保等を図っていく、さらには、 文化芸術を活用した地域づくりとして、例えば、 それを生かした交流の促進、観光の振興等を図っていく。施策の方向性としては、おおむね、そ ういった構成になろうかと考えております。

そのほか、条例に基づく計画の策定、これは 現在、文化振興ビジョンというものを策定して おりますが、そのような計画の策定についても、 条例に位置づけることとなります。

最後に、3の今後のスケジュールでありますが、本日の当委員会での概要の報告の後、有識者等で構成する第2回みやざきの文化を考える懇談会を開催し、御意見を伺い、その上で、9月定例会の当委員会で骨子案を報告させていただきたいと思っております。

その後、パブリックコメント、それから、再び、みやざきの文化を考える懇談会で御意見を 伺った上で、来年の2月定例会に議案として提 出し、3月に施行を予定いたしております。

なお、記載いたしておりませんが、全国では、 既に35都道府県がこういった文化芸術の振興に 関する条例を制定しているところでございます。 説明は以上であります。

○後藤人権同和対策課長 宮崎県人権尊重の社 会づくり条例(仮称)の制定について御説明い たします。 お手元の常任委員会資料の30ページを御覧ください。

この条例につきましては、本年3月9日の総 務政策常任委員会におきまして、一度御説明申 し上げておりますが、年度が替わりまして、委 員の皆様も新しくなられましたので、改めて御 説明申し上げます。

まず、1、制定の趣旨についてであります。 本県におきましては、宮崎県人権教育・啓発 推進方針を平成17年1月に策定し、平成26年12 月に改定し、この方針に基づき、人権教育や人 権啓発の取組を進めてまいりました。

しかしながら、同和問題、女性、子供、高齢者、障がいのある方の人権問題、学校でのいじめ、職場でのハラスメントなどの問題は依然として存在しており、さらに、最近では、外国人へのヘイトスピーチ、性的マイノリティの方の人権問題、インターネット・SNS上の人権侵害など、新たに取り組むべき課題も生じてきております。

また、本年2月24日には、県議会をはじめと します関係団体の代表の皆様にお集まりいただ き、「ストップ・コロナ差別」共同宣言の発出式 を開催いたしましたが、新型コロナウイルス感 染症の感染拡大に伴う、感染者やその家族、医 療従事者などに対する不当な差別や誹謗中傷も 新たな社会問題となってきております。

これらの問題の解決に向けまして、県民一人一人がお互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別や偏見を解消し、誰もが自分らしく生きていける社会づくりを進めることがより一層重要になってきております。そうした理念を共有し、基本的施策を明らかにすることを目的に条例を制定するものであります。

次に、2、条例に盛り込む事項(案)につい

てであります。

主な事項としまして、1つ目が条例の目的、 2つ目が基本理念、3つ目が県、県民、事業者 の責務、4つ目が市町村との協働、5つ目が人 権教育・啓発推進方針の条例上の位置づけなど を中心に検討を進めております。

次に、3、制定スケジュールについてであります。

現在、5月から6月で様々な人権問題の関係 団体等、10数団体の方々から意見聴取を行って いるところであります。今後、7月と8月に大 学教授、弁護士、人権擁護委員、市町村の首長 などからなる有識者委員会を開催しまして、条 例の内容等について様々な角度から御意見をい ただき、条例の骨子案を取りまとめてまいりま す。9月の総務政策常任委員会におきまして、 取りまとめた条例の骨子案について御報告いた しました後、パブリックコメントを1か月間実 施いたします。パブリックコメントの結果を受 けまして、第3回の有識者委員会を開催し、委 員会としての条例案を確定させ、法令審査会を 経まして、来年2月の定例県議会において議案 を提案し、議決いただけましたら、来年3月の 条例施行というスケジュールで考えております。

最後に、4、全国の状況についてであります。

現時点で、このような人権尊重の社会づくり 条例を制定しておりますのは13都府県でござい まして、そのうち九州では、佐賀と大分の2県 が制定済みであります。

説明は以上でございます。

〇井上国民スポーツ大会準備課長 常任委員会 資料の31ページをお願いいたします。

国民スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備についてであります。

県有主要3施設の整備状況につきまして、動

きのありました点を中心に御説明をさせていた だきます。

まず、1、陸上競技場であります。

県で整備を行います主競技場及び投てき練習場の整備概要と概算工事費につきましては、記載のとおりでございます。(3)の進捗状況でございます。令和2年7月から造成工事を行っているところでありまして、令和3年3月に主競技場の実施設計が完了したところであります。

次に、2、体育館であります。

(1)の整備概要と(2)の概算工事費は、 記載のとおりでございます。(3)の進捗状況で ございますが、令和3年3月に入札公告を行っ たところでありまして、現在、入札手続中であ ります。

次に、資料の32ページを御覧ください。

3、プールにつきましては、後ほど、別紙に て御説明をいたします。

次に、4、今後の主なスケジュールでありま す。

今年度は、令和3年9月に体育館とプールの契約議案を提案、また11月に陸上競技場の契約議案提案を予定しております。以後は、令和8年のリハーサル大会、令和9年の国スポ・障スポの本番に向けまして、着実に整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、33ページの別紙1をごらんください。 県プール整備運営事業者の決定についてであり ます。

まず、1、事業者決定までの経緯であります。

(1)でございますが、令和2年11月に総合評価一般競争入札方式による入札公告を行いまして、令和3年4月の書類提出期限までに2つのグループから応募があったところでございます。

次に、(2)でございますけれども、令和3年6月に県プール整備運営事業審査委員会におきまして、最優秀提案者を選定し、その結果を踏まえまして、県として事業者を決定したところであります。

次に、2、事業者でありますが、事業者は鹿 島建設グループで、グループに参画している企 業は表のとおりでございます。

3、落札価格は155億9,440万8,800円であります。

4、事業者提案の概要であります。

まず、(1)のプール整備運営事業(PFI事業)につきましては、県で示しております要求水準書等を満足する内容で事業者から提案があったところであります。表にございますが、施設概要は50メートルプール、25メートルプール、トレーニング室等でありまして、階数は地上二階建て、構造、延べ床面積は記載のとおりであります。

資料の34ページをお願いいたします。

(2)民間収益事業であります。ページの上の表にございますとおり、敷地を3つに分割して事業を行う提案がなされたところでございます。

具体的には、民間収益事業Aでは、放送局、 民間収益事業Bでは、大学・オフィシャルセン ター、民間収益事業Cでは、メディカル・飲食 モールがそれぞれ提案されたところであります。 ページの中ほどからそれぞれの事業スキームを 掲載させていただいております。

次に、35ページでございます。

(3) 施設配置計画であります。上の図が事業者から提案のあった配置図であります。図の 左側が北になりまして、北から順番にプール、 放送局、大学・オフィシャルセンター、メディ カル・飲食モールが配置される計画となっております。ページの下の写真は、事業予定地の現況であります。

36ページをお願いいたします。

5、財政負担額の削減効果であります。

県が自ら事業を実施する場合と事業者提案に基づくPFI事業として実施する場合の県の財政負担額を算出した結果でございますが、下の表にありますとおり、割合で9.86%、金額で16億3,300万円の財政負担額の軽減が見込まれたところであります。

次に、6、県プール整備運営事業の主なスケ ジュールであります。

令和3年6月に基本協定の締結、令和3年9 月に契約議案の提案、令和3年10月から令和6 年12月にプール施設の設計・建設、令和7年1 月から3月に開業準備、令和7年4月に施設の 供用開始を予定しております。

続きまして、別冊でお配りしております資料の4をお願いいたします。カラーコピーの資料でございます。県有主要3施設の整備イメージ図でございます。

まず、1ページは、陸上競技場の外観のイメージ図であります。おめくりいただきまして、2ページでございますが、これは主競技場の木質化のイメージ図であります。正面のピロティ部分、屋内のエントランスホールや廊下の天井、トレーニングルームの壁面などに木材を使用する計画としております。続きまして、3ページは、体育館の外観イメージ図であります。おめくりいただきまして、4ページは、上の図がメインアリーナ、下の図がサブアリーナの内部のイメージ図となります。次に、5ページでございますが、こちらはプールのイメージ図、外観と内観のイメージ図でございます。おめくりい

ただきまして、6ページからは、敷地全体の鳥 瞰図と民間収益事業のそれぞれのイメージ図で あります。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終了しました。 その他報告事項についての質疑はございませんか。

○井上委員 令和2年の国勢調査のことですけれども、概要の中からちょっと教えていただきたいんですけれど、人口の増えている宮崎市と三股町ですが、宮崎市は微増なんですけれども、これは分からなくもないんです。三股町がこれほど増えていることについては、どういう分析をしていらっしゃるのか。

○小園統計調査課長 三股町につきましては、 昭和45年の調査以降、10回連続で増加が続いて いる状況でございます。都城市のベッドタウン ということもありまして、転入者が多く、この 5年間は社会増となっております。社会増となっ ている市町村は2つほどしかなくて、三股町も その一つということで、死亡者数については、 ここ10年は大きく変動していないものの、出生 数は減少傾向にあると。

三股町の特徴を言いますと、若い世代が県内の中では多い。高齢化率も低い状況であります。15歳未満の年少人口割合については17.5%ということで、県内でも最も高い。高齢化率が65歳以上につきましても、28.4%ということで最も低いと。このような状況から、三股町は増加というような分析をしております。

○井上委員 三股町は子育て支援策が物すごくいいところなんです。だから、都城市のまさにベッドタウンとしての対策をきちんとやっていらっしゃるからかなと思った次第です。こういう政策をやっぱり小まめにやることが、人口を

増やす一つの要因になるのではないかなと思っ た次第でした。

次に、人権尊重の社会づくり条例のことなんですけれども、今回の私の一般質問でも、学校が行う性教育について、そのところをやっぱり包括的性教育をするべきではないかと質問させていただいて、教育委員会としても、その方向でやっていきたいと言っているんですけれども、この条例づくりの中で、教育委員会が行う包括的性教育については、どのようにお考えですか。

○後藤人権同和対策課長 この人権尊重の社会 づくり条例は、基本的に理念的なものを中心に まとめ上げる予定でございまして、恐らく10条 前後の簡単な条例になるものと思います。

詳しい各人権の各分野別の施策は、これまで やってきております人権教育・啓発推進方針、 こちらを条例上の方針として位置づけまして、 実際に平成26年に改定しまして6年以上が経過 しておりますので、この中で各分野ごとの施策 は詳細に検討してまいりたいと思っております。 その中で教育委員会とも連携しながら、性教育 の話とかも含めまして検討させていただきたい と思っております。

○井上委員 質問のやり取りの中で教育委員会の考え方とかと聞かせていただいたんですけれども、基本をどこに置くかというのが分かっていらっしゃらないところもあって、そこは私とは意見が合わないところもいっぱいあったんです。やっぱり、その方向性であることに間違いないと思います。

今まで学校がやってきた性教育とは違う性教育のやり方、人権を重視した、ジェンダーという問題も含めて、そういうのを網羅した性教育をしていただくように、ぜひ教育委員会へのアプローチをお願いしたいと思います。

○後藤人権同和対策課長 各関係所属と十分に 連携を取りながら進めてまいりたいと思ってい ます。まず、条例が制定しまして、その後、遅 くならない段階で方針の改定作業にも取り組む ことになると思いますので、その段階で十分な 連携を図りたいと考えております。

〇井上委員 ぜひよろしくお願いします。

最後に、プールの関係のことですが、非常に 期待ができるところであり、プールもさること ながら、収益事業を含めて、宮崎市にとってみ れば大変ありがたい状況がつくられていくわけ ですけれども、宮崎市との連携といいますか、 十分な人を動かしていただくというための議論 というのは、宮崎市に対してしていらっしゃる んでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 プール整備 運営事業の推進に当たりましては、まず、まち づくり都市計画との整合性もございますので、 早い段階から、宮崎市の担当部署とは打合わせ をさせていただいてきたところでございます。 特にプールのほうは、あらかじめ私どもの要求 水準書で、ある程度内容が出てきておるわけで すけれども、特に民間収益事業につきましては、 決まってからでないと内容が分からないといっ たところもございましたので、いよいよ今回事 業が決まったということで。

あと心配されますのは、施設周辺の交通環境の整備等について、交通予測なんかを含めましてしっかりやっていかないといけないと考えておりまして、そういった観点から、今の事務方ベースではあるんですけれども、県庁内も総合政策部と県土整備部、あと宮崎市のほうも同じく企画部門と土木部門の方に入っていただいて、ちょっとした準備会合的なものはやらせていただいたところでございます。

今後、県と宮崎市と一緒になりまして、その 辺りを検討させていただいて、よりよい事業と なるよう取り組んでまいりたいと考えておりま す。

○井上委員 宮崎市にとりましては、大変ありがたいお話をずっといただいているばっかりなんですけれども、宮崎市が新庁舎を建設するという話も伺っています。その青写真がどんなふうになるのかはまだまだ分かりませんが。

そういう意味では、宮崎市も積極的に、県の プールの関係のことについてはやっぱり出てき ていただきたいという思いがありますので、県 からもアプローチをしていただき、そして宮崎 市もそういう都市計画という観点から、もう少 し積極的にこの問題に参加していただくように、 県からのアプローチばかりで恐縮ですけれども、 していただくといいなと。

私は宮崎市選出の県会議員なので、そこは宮崎市にも申し上げたいと思いますが、ぜひ新たな地域づくりに宮崎市も積極的に参加していただくように、県のほうからもアプローチをお願いしておきたいと思います。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今、委員から御指摘がありましたとおり、宮崎市におかれましても、そういった庁舎建設とか新しいプロジェクトの動きが出ておられるようですので、その辺りともしっかり意見交換を図りながら、よりよいまちづくりに貢献できるように取り組んでまいりたいと思います。

〇井上委員 よろしくお願いします。

○星原委員 25ページの移住実績ですが、年々、 宮崎県に移住者が増えているということなんで すけれど。そして、若い人が結構宮崎県にとい うことは、選ばれている理由というか、どういっ たもので宮崎県に若い人たちが今移住している のかなと思うんですが、その辺が分かれば教え ていただきたい。

〇川端中山間・地域政策課長 移住の理由について、アンケートを取っているところでは、要因といいますか、中にはサーフィンとか就農とか、Uターン関係の方が多いとは思うんですけれども、就職とか転職で企業に就職するような形で宮崎に来られた方が、移住のデータとしては上がってきております。

○星原委員 私はやっぱり宮崎県は食べ物とか そういった、あるいは生活しやすいとか、いろ んなのがあるのかなというふうに思っているん です。そういう中で、あとは教育環境とか医療 の問題、子供たちが病気になったときでも、安 心して病院が近くにあるとか。やっぱりそうい うことをこういう時期に、宮崎のこういうこと はすばらしい、ほかとはまた違うという。今言 われたサーフィンとかそれだけじゃなくして、 やっぱり教育環境の整備をやったり、医療環境 の整備も一つの材料。今回のコロナ禍で、安心 してそういう治療とか何か環境ができれば、もっ ともっと増えるんじゃないかなと。要するにテ レワークというのもあって、自宅におってでき る。会社に出勤しなくてもできる。そういう企 業なんかの誘致に向けては、こういう時期にそ ういう形の要するに環境整備をすることでまた 違ってくるのかなとは思うんですが。やっぱり これからそういうこともやっていかないと、人 口減少になると、やっぱりいろんなものが地域 が元気になりませんよね。宮崎県がとか、ある いはその地域自体。

そういう意味では、県と市町村が力を合わせて、移住者が移住しやすい環境をつくるには何と何と、こういうことをやればまだとか、あるいは宮崎以外のほかの都道府県でも増えている

ところのそういったところは、どういったことが増える原因になっているかとか、そういうことも検討していただいて。私は自分で言うわけじゃないけれど、生活がしやすいなというふうに思うんです。やっぱりそういう環境整備をもうちょっとやっていただくと、また少しまだ増えるのかなとも思うんですが、その辺の検討はされているところなんですか。

〇川端中山間・地域政策課長 委員の御指摘の とおり、やはり宮崎は移住されて来られた方の 声を聞きますと、暮らしやすいというのと、通 勤がしやすいとか、自然が豊かだというところ がよく意見として出てきます。

ただ一方で、どうしてもなかなか仕事が見つからなかったとか、思ったよりも所得が下がったとか、そういった意見も非常に多いところでございます。この所得格差の問題というのは、やはり大きなうちの県にとってのハンディであるかなというふうには思っております。そういったところは、産業部門もかなり力を入れて格差の是正等に励んでいただいているところでございます。そういったところをまず解決するのと。

あと、先ほど御意見にもありました医療とか、 そういったところの生活環境がもっと充実して いくと、ほかの県との闘いもうまくいくのでは ないかというふうには考えておるところです。 そういったところも、教育のところも含めまし て、いろんな環境を整えていただくよう、ほか の部局とも連携して進めていきたいというふう に考えております。

○星原委員 ちょっと一点だけ、もう一回。教 えていただきたいというか、考えていただけな いかなと思うのは、このスポーツ施設関係のこ となんですけれども、プールにおいてはPFI 方式を取り入れていいなと私は思うんです。あ と体育館や陸上競技場なんかも、そういう民間 の人たちがいろいろ入ってきて、自分たちが関 わっていくと、そういう企業に毎年収入が入っ ていくわけですから、いろんな努力もするんじゃ ないかなと。

そして、年数がたってくると、多分、維持管理とかいろんなものが自然に出てくるわけですよね。そういうことを考えたりしていると、こういう形でいろんな民間の事業者たちも入っているほうが、行政でつくるよりもいろんな管理、あとの運営においていろんな知恵が出てくるんじゃないかなという思いはするんです。

体育館と陸上競技場は、通常の予算の中で、 県のほうで今のところは発注して施工するとい う形で考えているんですか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 民間活力の 導入といったような趣旨の御質問だったと思い ますけれども、3施設の建設等については、今 回はプールをPFIでやろうと。国スポの開催 年が決まっているという時間的な問題とか、い ろんな総合的に勘案して、そういう結論で取り 組んでいるところでございます。

今後、体育館、陸上競技場の管理運営等の具体的な内容は、今からまたちょっといろいろ検討していかないといけないんですけれども、できるだけ効率的に、かつ利用者の方のニーズに柔軟に対応できるような方法、やり方になるように、管理運営のほうは教育委員会と一緒にまた考えていかないといけないんですけれども、そういった視点で検討してまいりたいと思います。

○星原委員 なぜそれを言ったかというと、こ こ何年間の間に、600億円とかいろんな話も出て いましたから、今後、財政的にいろんなことを 県がやっていく上では、まとめてそういう期間 にそれだけの投資額が出てくるよりも、ほかの 分野でも金を生かす方法もある程度出てくるの かなとも思ったもんですから。難しい条件とか いろんなものがあるのかなと思いますけれども、 そうやって分散してやれば少しは違うのかなと いう思いから言ったところですので。

○図師委員 今の体育施設に関してですが、やっぱり私はPFIが導入できるのであれば、体育館も陸上競技場も、どんどんされたほうがいいと思うんですけれども、現実はちょっと難しいのかなと。プールに関しては、この余剰の土地があったがゆえに民間が入りやすく、民間への土地の賃借とプールの運営を同時にできる、合算できるというメリットは最大限生かされているなと思うんです。県体育館とか陸上競技場は、そういう民間が入るようなスペースがなかなか取れないので、この県営プールのような取組は難しいのかなと思います。

何より県体育館に関しては、県内の40%の人口が集まるこの宮崎市内から、延岡市の方々はもちろん、県北の方々は利用できる機会が増えて喜ばしいことだと思うんですが、県全体として利用率が上がるのかどうか。また、今後どういうイベントなり大会を仕掛けていくのか、そういうものも、先ほどほかの委員が言われるような費用対効果とか、運営費の効率化とか、そういうものにもつながっていきます。

陸上競技場は言わずもがな、木花の陸上競技場も並行して整備して利用していくということですので、県内に大きな大会ができる陸上競技場が2つできることは喜ばしいことですが、果たして利用率が上がるのか。ただのランニングコストだけが2倍かかってしまって、結果、利用率も下がるというようなことにならないように、やっぱり民間とのいろんな設備から運営ま

での計画をしっかり立てていかれるべきだと思います。実際、その辺も視野に入れていらっしゃるとは思いますが。

一つ言いたいのは、県営プールに関して、実際、ここの余剰地は陸上施設になっていますよね。地域住民の方とか、私もたまに行って走るんですが、ここを利用されている方々の場所が奪われるということで、ちなみにですが、今後のコンサル設計のところで加味されればなんですけれども、この一帯の土地の外周にランニングコースをつくられてみたりとか、プールの施設内に全天候型のランニングコースをつくるとか、今までこの陸上競技場で健康増進とか趣味のために使われていた方々のための代替施設というものを、今回の整備に合わせてつくることはできないもんでしょうか。

○井上国民スポーツ大会準備課長 今のグラウンドを利用されている近隣の方がいらっしゃるということは認識しておりますけれども、直接的に今、走れる、散歩ができるようなグラウンドの代替機能というのを念頭に置いてのプールの設計等、そういった考えはちょっと持っておりません。もしスポーツというくくりで許されるならば、プールのほうを御活用いただけたらありがたいなと思っております。

先ほどの陸上競技場の話で申し上げますと、 委員も御指摘がありましたとおり、山之口に新 しく整備中でございますし、あと木花の総合運 動公園もスポーツランドみやざきのためにさら に活用していくという方向でございます。

したがいまして、陸上競技場ということだけで申し上げますと、今の錦本町のものをまた残すという選択はなかなか難しいのかなと考えているところでございます。

○図師委員 地元のことで申し訳ないですが、

木城町もグラウンドを縮小する形で体育館を整備した経緯がありまして、そのときにやはりそのグラウンドを使われていた方々から代替施設が欲しいという案があったもんですから、そのときに体育館の中に、観客席のちょうど一番外側をランニングできるような形で整備してもらって落としどころがつくられたのですが。そういうような形で、もしこのプールの整備に合わせてできるんであれば、またちょっと考慮していただいてもいいのかなと思ったところでした。

〇西村委員長 ほかに何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようでありますので、それでは、請願の審査に移ります。

請願第9号について、執行部からの説明はご ざいますか。

- 〇山崎生活・協働・男女参画課長 特にはございません。
- ○西村委員長 委員から質疑はございますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○西村委員長 ないようでありますので、次に 移ります。

そのほかで何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 ないようですので、以上をもちまして総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時54分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等 について、部長の概要説明を求めます。

〇吉村総務部長 総務部でございます。

本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御 説明いたします。

表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧 ください。

まず、1の予算議案につきましては、その概要を後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、「県税の 課税免除等の特例に関する条例の一部を改正す る条例」など3件を提出しております。

次に、3の報告事項につきましては、令和2年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、また、4のその他報告事項では、みやざき行財政改革プラン(第三期)に基づく行財政改革の取組についてなど、2件につきまして御報告いたします。

それでは、資料の1ページをお願いいたしま す。

令和3年度6月補正予算案の概要につきまして御説明いたします。

今議会に提出しております一般会計の補正予 算案は2件ございます。

初めに、議案第1号「令和3年度一般会計補 正予算(第6号)」でございます。

この補正は、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、国庫補助決定に伴うもの及びその他必要とする経費について措置するものであり、補正額は、一般会計で93億8,226万2,000円の増額であります。

この補正の歳入財源は、分担金及び負担金1 億8,204万2,000円、国庫支出金82億2,117万2,000 円、繰入金1億3,540万8,000円、諸収入4,894万 円、県債7億9,470万円であります。

次に、議案第19号「令和3年度一般会計補正

予算(第7号)」でございます。

この補正は、国の生活困窮者支援及びワクチン接種支援に係る経費について措置するものでありまして、補正額は、一般会計で6億9,505万円の増額であります。この補正の歳入財源は、全額、国庫支出金となっております。

これらの結果、一般会計の予算の規模は、6,479 億9,145万8,000円となります。

2ページにあります一般会計歳出一覧は、今 回の補正予算を款別にまとめたものであります。

6月補正の予算案のポイントにつきましては、 5ページの資料で御説明いたします。参考としまして、令和3年度6月補正予算案の概要(ポイント)と記載しております、こちらで御説明させていただきます。

まず、1の予算案の概要の(1)予算規模等でありますが、議案第1号の予算93億円余のうち、コロナ対策分として72億7,501万7,000円、次の議案第19号におきましては、6億9,505万円の全額がコロナ対策分でございますので、両議案を合わせました補正額約100億円余のうち、コロナ対策に係る予算額は79億7,006万7,000円になります。

表に、これまでのコロナ対策に係る予算計上額を示しておりますが、令和3年度は、今回の6月補正分を含めますと、408億円のコロナ対策費を措置しているところでございます。

次に、(2)補正予算編成の考え方でございます。

まず、議案第1号でございますが、令和3年 度当初予算において、医療体制の確保など基本 的なコロナ対策を講じておりましたが、全国的 な第4波や県内における感染拡大などを踏まえ、 5月臨時議会におきまして、ワクチン接種の加 速化や事業者への支援などの緊急的な対策に必 要な予算を認めていただいたところであります。

今回の議案第1号は、これらの一連の対策を 強化し、さらなる感染症対策や総合的な経済対 策に必要となるコロナ対策費を計上するもので あります。

また、議案第19号では、国から緊急的に示された生活困窮者支援やワクチン接種支援に係る経費を追加で計上させていただくものであります。

次に、2、新型コロナウイルス感染症対策の 内容についてであります。

これまでの当初予算や補正予算における対策 を踏まえながら、4つの柱で事業を構築してお ります。

初めに、(1) 感染症に強い社会づくりでございますが、まず、議案第1号におきましては、①安全・安心な飲食店づくりへの支援、②救急病院等における感染症対策の強化や、③保健所・福祉こどもセンター等の環境改善などとしまして、12億円余を計上しております。

また、議案第19号におきまして、ワクチン接種体制の強化としまして、6億円余を計上しており、両議案を合わせまして、13事業19億円余を計上しているところでございます。

右側6ページを御覧ください。

(2) 県民のくらしと地域の雇用を守る対策についてであります。

まず、議案第1号におきまして、①生活困窮者等への支援、②地域の公共交通を守る対策や、 ③県内の雇用を守る対策、離職者等採用支援な ど27億円余を計上しております。

また、議案第19号におきまして、生活困窮者 への支援金の支給としまして、4,700万円余を計 上しており、両議案を合わせまして、14事業28 億円余を計上しているところであります。 次に、(3)地域経済の再生に向けた対策としまして、議案第1号において、地産地消・応援消費の輪を広げる取組、②県民県内旅行・県内教育旅行の推進、③県民が気軽に自然に親しむための空間づくりなど、13事業15億円余を計上しております。

次に、(4) 本県の新たな成長につなげる取組 としまして、議案第1号において、①中小企業、 小規模事業者の新事業展開支援、②農林水産業 の成長産業化の推進、③教育のデジタル化な ど、24事業16億円余を計上しております。

以上、説明いたしましたコロナ対策以外につきましては、6ページの一番下の3、その他補正として記載しております。

国庫補助決定などに伴うものとしまして、公 共事業において20億円余、非公共事業として3,500万円余を計上しております。

次に、7ページをお開きください。

総務部における6月補正予算案の課別集計表 であります。

今回お願いしております、総務部の歳出予算補正額は、一般会計の第1号議案のみで、表の補正額の計の欄の一番下にあります2,833万3,000円の増額補正であります。この結果、総務部の一般会計と特別会計を合わせました6月補正後の予算額は、一番下の段、右から3列目になりますが、2,345億8,264万5,000円となります。

予算案の概要につきましては、以上でありま す。

なお、議案等の詳細につきましては、担当課 (室)長から説明いたしますので、御審議のほ どよろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

〇西村委員長 次に、議案等についての説明を

求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終 了した後にお願いいたします。

〇石田財政課長 委員会資料の3ページ目をお願いいたします。

財政課のほうから議案第1号及び議案第19号 の歳入予算の詳細について御説明を申し上げま す。

まず、3ページの(1)総括でございます。 表の左から3列目、太枠内の議案第1号の欄 をお願いいたします。

まず、自主財源につきましては、分担金及び 負担金1億8,204万2,000円、繰入金1億3,540 万8,000円、諸収入4,894万円。中ほどより少し 下の行にございます依存財源でございますが、 国庫支出金が82億2,117万2,000円、県債7 億9,470万円のいずれも増額でございます。

同じ太枠内の隣の議案第19号の欄をお願いいたします。

こちらは、依存財源のうち全て国庫支出金となっておりまして、6億9,505万円の増額でございます。これらの補正による歳入合計は、両議案合わせまして100億7,731万2,000円となっておりまして、補正後の一般会計の予算規模は、補正後の欄の一番下にありますとおり、6,479億9,145万8,000円となります。

隣の4ページ目をお願いいたします。

(2) 歳入の科目別概要でございます。

表の左から3列目、議案第1号から御説明を 申し上げます。

まず、一番上の分担金及び負担金でございますが、港湾建設事業などの公共事業に係る市町村からの負担金の受入れに伴うものでございまして、1億8,204万2,000円の増額でございます。

下の繰入金でありますが、公共事業の増額補

正などに伴う県費の負担分について、財政調整 積立金等から繰り入れるものでございまして、 1億3,540万8,000円の増額でございます。

次に、下の諸収入でございますが、堰堤改良 事業に伴う企業局からの受託事業収入に伴うも のでございまして、4,894万円の増額でございま す。

次に、国庫支出金でございます。トータル82 億2,117万2,000円の増額となっておりますが、 その主なものについて御説明をいたします。

資料の右側の列をお願いいたします。

まず、二重丸1つ目の国庫負担金でありますが、海岸保全港湾事業や港湾建設事業といった 公共事業に伴うものでございまして、3億6,500 万円の増額でございます。

次に、二重丸の2つ目の国庫補助金であります。まず、総務費国庫補助金でありますが、今回の新型コロナ対策の財源といたしまして、地方創生臨時交付金を受け入れるものでございまして、50億3,879万8,000円の増額でございます。

なお、地方創生臨時交付金につきましては、 今回の補正で50億円余を充当しておりまして、 令和2年度の残額に加えまして、今年度創設さ れました事業者支援分として、県に国から配分 が示されております38億円の全額を活用してい る状況になります。

続きまして、民生費の国庫補助金でございます。生活困窮者を対象とした生活福祉資金の貸付期間延長に伴うものでございまして、16億3,000万円の増でございます。

下の衛生費国庫補助金でございますが、医療機関の感染防止対策に係る事業の財源としまして、緊急包括支援交付金を受け入れることなどに伴うもので、3億4,356万8,000円の増額でございます。

次に、下の農林水産業費国庫補助金につきましては、畜産物の輸出拡大に係る補助金を受け入れることなどに伴うものでございまして、3億4,024万6,000円の増額でございます。

下の商工費国庫補助金でありますが、東京オリンピック・パラリンピックに関する合宿受入れに伴う感染症対策に係る補助金を受け入れるものでございまして、6,027万円の増でございます。

次に、下の土木費国庫補助金でありますが、 公共事業の増額補正に伴いまして、社会資本整 備総合交付金等を受け入れるものでございまし て、4億4,329万の増でございます。

次に、表の下から2段目の県債であります。 公共事業の増額補正に伴うものでございまして、 7億9,470万円の増額でございます。

続いて、議案第19号分でございます。少し戻っていただきまして、国庫支出金の説明欄の一番下のところに議案第19号と入れてございますが、国庫補助金が6億9,505万円の増額となってございます。このうち、民生費の国庫補助金につきましては、国において、生活困窮者を対象とした支援金の給付事業が創設されたことに伴うものでございまして、4,750万円の増額でございます。

最後に、衛生費の国庫補助金につきましては、 県内の診療所ですとか病院におけるワクチンの 個別接種の促進に係る事業の財源といたしまし て、こちらも緊急包括支援交付金を受け入れる ものでございまして、6億4,755万円の増額でご ざいます。

財政課からは以上でございます。

○長谷川人事課長 人事課からは議案第1号と 第6号について説明します。

まず、議案第1号補正予算についてでありま

す。

歳出予算説明資料の21ページをお開きください

人事課の補正額は、左から2列目にあります とおり、1,178万9,000円の増額補正をお願いし ております。補正後の額は右から3列目、50 億4,240万8,000円となります。

補正予算の内容につきましては、常任委員会 資料で御説明します。

委員会資料の8ページをお開きください。

I C T活用による業務効率化推進事業であります。

まず、1の事業の目的・効果でありますが、 コロナ禍において、必要性が高まっております 在宅勤務を行う環境を拡充するため、テレワー ク用の通信装置を導入するものであります。

次に、2の事業概要でありますが、予算額は1,178万9,000円、財源は、全額国庫支出金、 事業期間は、令和3年度の単年度であります。

事業内容は、職員の公用パソコンのUSB端子に接続することで、庁外においても県庁LANへの接続が可能となるテレワーク用通信装置を250台導入するもので、初期設定に要する経費や回線接続料を計上しております。

補正予算の説明は以上であります。

続きまして、常任委員会資料の13ページをお 開きください。

議案第6号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

1の改正の理由についてでありますが、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたことに伴い、条例で引用する新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が廃止されたため、関

係規定の改正を行うものであります。

具体的には、2の改正の内容にありますように、特殊勤務手当のうち、感染症予防等手当の特例を定めている条文について、新型コロナウイルス感染症の定義を新旧対照表のとおり変更するものであります。

改正前では、新型コロナウイルス感染症を定義するのに、政令を引用しておりましたが、この政令が廃止されたことから、改正後は、国家公務員の特殊勤務手当を定める人事院規則と同様、直接定義することとしたものであります。

なお、今回の改正によって、特殊勤務手当の 支給の取扱いに変更があるものではございませ ん。

最後に、3の施行期日でありますが、公布の 日から施行いたします。

説明は以上であります。

○満留税務課長 議案第3号及び報告第1号に つきまして、お手元の総務政策常任委員会資料 により御説明いたします。

まずは、委員会資料の11ページをお開きください。

議案第3号「県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。

1の改正の理由ですが、本年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法――いわゆる新過疎法が施行されましたこと、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令が改正されましたこと等から改正するものであります。

2の改正の内容であります。(1)につきましては、旧過疎法である過疎地域自立促進特別措置法の失効、及び新過疎法の施行に伴いまして、県としましては、過疎地域の産業振興をより促進するため、市町村計画で定める産業振興促進

区域内における県税の課税免除措置を拡充・延 長するための改正を行うものであります。

課税免除措置の詳細につきましては、右ページの上段の表を御覧ください。

まず、対象となる業種につきましては、表の 改正前の列にあります5業種に加えまして、新 たに情報サービス業、インターネット付随サー ビス業、通信販売、市場調査等の情報サービス 業等を追加いたします。

その下、対象となる設備投資につきましては、 新設・増設のみが対象でしたが、新たに、増築、 改築、修繕等を追加しております。

その下、取得価格の要件につきましては、2,700 万円超となっていたものから、資本金の規模に 応じ、500万円以上まで引下げとなっております。

その下、課税免除となる県税につきましては、 法人及び個人の事業税、不動産取得税、固定資 産税となっております。

その下、適用期間につきましては、令和6年 3月31日までとしております。

左のページにお戻りください。

2の(2)省令改正に伴う適用期限の延長についてであります。

下の表にあります離島振興法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び半島振興法における課税免除または不均一課税に伴う措置について、適用期限が令和5年3月31日まで延長されましたことから、関係規定の改正を行うものであります。

(3)のその他所要の改正につきましては、 租税特別措置法の改正により、引用条項の条ず れが生じることから、関係規定の改正を行うも のであります。

最後に、3の施行期日ですが、公布の日から 施行し、令和3年4月1日に遡及して適用する こととしております。

続きまして、委員会資料の15ページをお開き ください。

報告第1号「専決処分の承認を求めることについて」であります。

内容は、宮崎県税条例及び宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の専決報告となります。

今回の専決による改正は、1の改正理由にありますように、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、同年4月1日から施行される規定につきまして、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、専決による条例改正を余儀なくされたものであります。2の改正の内容であります。

(1)自動車税種別割のグリーン化特例に係る改正につきましては、まず、重課措置、つまり一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置を2年延長したものであります。ガソリン車、LPG車につきましては、初回新規登録から13年を経過したもの、ディーゼル車につきましては、11年を経過したものが重課措置の対象となります。

次に、軽課措置、つまり燃費性能等の優れた 自動車の税率を、取得の翌年度分に限り軽減す る措置につきましては、右ページの資料により 御説明いたします。

右ページ、まず上段、自家用乗用車等についてでありますが、令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を受ける自家用乗用車等の軽減措置の対象からクリーンディーゼル車を除外するものであります。

なお、ガソリン車、LPG車のうち一定の燃 費基準を達成したものを対象外とすることにつ きましては、令和2年に条例改正済みでありま す。

次に、下段の自家用乗用車等以外につきましては、対象の重点化及び基準の切替えを行った上で軽減規定を追加しております。

矢印右側の表を御覧ください。

自家用乗用車等と同様に、軽減措置の対象からクリーンディーゼル車を除外しております。

また、営業用の乗用車等に限る軽減措置としまして、ガソリン車、LPG車、クリーンディーゼル車のうち、2030年度燃費基準の達成程度が90%以上、かつ、2020年度燃費基準を達成しているものにつきましては、75%の軽減、2030年度燃費基準の達成程度が70%以上、かつ、2020年度燃費基準を達成しているものは、50%の軽減を行う規定を追加しております。

なお、自家用乗用車等及び自家用乗用車等以外ともに、上記燃費基準に併せまして、表の欄外下に記載しております排出ガス基準を満たすことも条件としております。

左のページにお戻りください。2の(2)住宅または土地の取得に係る不動産取得税の特例税率の適用期限の延長であります。土地取引の活性化や住宅取得・流通促進を図るため、地方税法において、本来の標準税率4%が、特例で3%とされており、この特例の適用期限が、令和6年3月31日まで延長されたことによる改正であります。

(3) その他所要の改正につきましては、軽油引取税における押印規定の削除等を行ったところであります。

最後に、3の施行期日ですが、一部の規定を除いて、令和3年4月1日から施行することといたしました。

税務課からは以上であります。

〇佐藤消防保安課長 消防保安課の補正予算に

ついて御説明いたします。

歳出予算説明資料の25ページをお開きください。

消防保安課の補正額は、1,654万4,000円の増額であります。補正後の額は右から3列目、11億4,364万5,000円となります。

補正の内容につきましては、お手元の常任委 員会資料で御説明いたします。

お手数ですが、委員会資料の9ページをお開 きください。

新規事業、消防指令業務共同化調査事業であります。

まず最初に、消防指令業務の共同運用について、資料10ページのイメージ図で御説明いたします。

消防指令の共同運用とは、現在、各消防本部 ごとに行っている消防指令業務を一つの共同指 令センターに集約するものであります。

例えば、右上のⅡの例では、B市から入電した119番に、地理的条件等でC消防署から出動させたほうが迅速に対応できる場合、左下のⅢの例では、E市で発生した災害の規模が大きく、E市のみでは対応が困難な場合等に、情報の一元化による迅速な相互応援が可能となります。

そのほか、共同運用により高機能な消防通信 指令システムの整備が図りやすい、それぞれの 指令担当職員を効率配置でき、現場職員の充実 を図ることができるなどのメリットが考えられ ているところです。

9ページにお戻りください。

本事業の目的・効果でありますが、消防指令の共同運用により、大規模災害時に災害情報を一元的に把握し、県内消防の効果的・効率的な運用が可能になるほか、平時においても、人員、施設整備、維持管理に係る運用面、費用面での

効果が見込まれる等の効果が期待されておりま す。

2、事業概要等でありますが、予算額は1,654 万4,000円、財源は大規模災害対策基金、事業期間は、令和3年度の単年度、事業内容は、調査 委託で、消防指令共同センターのシステムの規模や機能等のハード整備に係る調査、検証、運用体制、運用方式等の調査や検討を行うことであります。

説明は以上であります。

- ○西村委員長 執行部の説明が終わりました。議案等についての質疑はございませんか。
- ○図師委員 8ページのICT活用に関することですが、250台分の回線の接続料ということなんですけれども、実際に導入されると、どの部署のどの課のとか、どういう業務の方が中心になるのか。もしくは、育児しながらでもとか、障がいがありながらでもとか、自宅で優先的に仕事をしていただいたほうがいい方々に割り振るとか、そういうビジョンが固まっていれば教えてください。
- ○渡邉行政改革推進室長 今回の補正でお願い しております250台につきましては、現在、250 台パソコンがあるんですけれども、それを各所 属1台ぐらいを本庁、出先含めて配付している ところでございます。それを各所属にあとプラ ス1、2台にするというのが基本的な考え方で す。そうすることによりまして、パソコンを持っ て帰って、翌日また持ってくるということにな るんですけれども、その日にパソコンが1台し かなかったら週に2日しか在宅勤務ができない のですが、2台ありますと、毎日誰かが在宅勤 務ができるという整理になります。

2点目のお尋ねのありました、どういう方に ということなんですけれども、在宅勤務のでき る方――業務的にできるものというのもありますが――今回の補正をいただけましたら、議員からお話のございました、育児をされている方とかそういう方々が使えるように、いわゆるトライアルといいますか、試行みたいなのもやっていって、将来的には柔軟な働き方ができるような、いろんな課題とかもございますので、その辺りも整理もしながらやっていきたいと思っております。

○図師委員 とりあえず全課に1台ずつ入れて のスタート事業だと思いますが、課によっては、 利用頻度が低いとか高いとかいうのが見えてく るでしょうから、そういうのでまた、こういう 事業に合ったライフワークというか、働き方改 革につながるような事業展開を期待しております。

- 〇西村委員長 ほかに質疑はございませんか。
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- ○西村委員長 それでは、次に、報告事項に関する説明を求めます。
- ○長谷川人事課長 常任委員会資料の17ページ をお開きください。

令和2年度繰越明許費繰越計算書につきまして御説明します。

人事課は、表の一番上、次期人事給与庶務システム構築支援業務委託事業でありますが、こちらは、令和3年2月定例会におきまして予算の繰越承認をいただいており、今回、繰越額が確定いたしましたので、御報告させていただくものであります。

この事業は、次期人事給与庶務システム構築 のため、業務改善提案書や入札仕様書の作成を 行う事業ですが、繰越しの理由は、新型コロナ ウイルス感染対策のため県外との往来が自粛さ れる中で、県外業者との協議に時間を要したこ とに加えまして、度重なるシステム改修で複雑 化した業務内容の分析等に想定以上に時間を要 したことによるものであります。繰越額は2,530 万円となっております。

説明は以上であります。

○鹿島財産総合管理課長 財産総合管理課でご ざいます。

同じく常任委員会資料の17ページを御覧ください。

当課につきましては、令和2年11月及び令和3年2月の定例県議会におきまして御承認いただきました繰越額が確定いたしましたので、御報告をさせていただくものであります。

まず、2行目の庁舎公舎等営繕事業について であります。

これは、部局再配置関係において、鳥インフルエンザ防疫作業に伴い移転作業が遅れたこと、及び日向総合庁舎外構整備工事に遅れが生じたことにより工期を延長したものでありまして、表の中ほどのとおり、繰越額は2億6,070万5,000円となっております。

次に、3行目の県庁舎BCP対策事業についてであります。

これは、1号館ほかの受変電設備改修工事に おいて、1号館屋上の既存防災無線の移設・撤 去作業が台風等の影響により遅れたことなどの 理由により、当該改修工事の工期を延長したも のでありまして、繰越額は4億2,000万円となっ ております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 報告事項についての質疑はございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○渡邉行政改革推進室長 みやざき行財政改革 プランに基づく行財政改革の取組状況について 御説明いたします。

常任委員会資料の18ページをお願いいたします。

現在、県では、第3期のプランに基づき、令和4年度までの4年間に、4つの視点で改革プログラムに取り組むこととしております。本日は、令和2年度の主な取組について、次ページ以降で御説明します。

19ページをお開きください。

1つ目の視点、効率的で質の高い行政基盤の 構築として、まず、(1) 簡素で効率的な行政組 織等の整備として、①にありますように、新型 コロナウイルス対策関係の担当設置や新たな農 業施策に対応するための体制強化などの組織改 正を行いました。

また、②知事部局等の職員数については、当面、3,800人程度で定員管理を行うこととしており、本年4月1日現在で3,791人となっております。

次に、(2)危機事象への対応として、各種の 訓練・研修を実施したほか、防災庁舎の供用を 開始したところです。

次に、20ページを御覧ください。

(3)信頼性を高める行政運営として、①コンプライアンス意識の徹底に取り組むとともに、③令和2年4月から内部統制制度の運用を開始し、各所属においてリスク対応策に基づいた適正な事務の執行と自己点検を行っているところです。

また、(4) として、政策評価や公共事業評価 などにより、県政運営の透明性の確保を図りま した。

続いて、21ページをお開きください。

2つ目の視点、県民ニーズに対応した行政サービスの提供について、(1)県民ニーズの的確な把握と県政への反映として、①戦略的広報活動推進のための各種取組を行うほか、(2)県民サービス・利便性の向上として、①にありますように、県税の納付方法にスマートフォン決済アプリを導入し、納税しやすい環境づくりを推進するなどの取組を行いました。

次に、22ページを御覧ください。

(3) 県民等との連携・協働については、① NPOをはじめ多様な主体との協働事業を実施したほか、④宮崎県東京ビル再整備において、PPP手法を導入することとし、基本計画を策定・公表したところです。

また、(4) として、知事と市町村長との意見 交換や人事交流などにより、市町村等との連携 にも積極的に取り組みました。

続いて、23ページをお開きください。

3つ目の視点、県政運営を支える人材づくり と働き方改革の推進です。

まず、(1) 県政を担う人材の育成・確保として、②採用試験制度の見直しを行ったほか、③ オンラインでの県職員・警察官就職ガイダンスなど、コロナ禍においても積極的な採用活動を 実施したところです。

次に、(2) 女性職員が活躍できる職場環境の整備として、②県庁職員子育て応援・女性活躍推進プランに基づき、女性職員だけでなく配偶者が出産予定の男性職員に対し、各所属において面談を実施するとともに、各種育児支援制度の活用を推進したところです。

また、(3)職員の意識改革と働きやすい職場づくりとして、②県庁における働き方改革の方針に基づき、時差出勤の拡大やサテライトオフィスの利用促進などを行うとともに、在宅勤務を

試行したところです。

次に、24ページの中ほどを御覧ください。

(4)公務能率の向上として、②防災庁舎の 備品を財務会計システムに登録する業務など、 庁内20業務についてRPAを導入し、合計 約3,800時間が削減されるなど大きな効果が得ら れたところです。

また、③様々なICTを活用した業務の効率 化として、テレビ会議システムや音声データの 文字起こしをするAI議事録作成システムを導 入したところです。

続いて、25ページをお開きください。

4つ目の視点、健全な財務基盤の構築と資産 の有効活用として、自主財源である県税収入の 確保とコスト縮減とともに資産の有効活用に取 り組みました。

次に、26ページを御覧ください。

財政健全化指針の取組では、3つの目標のうち、まず(1)財政関係2基金残高及び(2) 県債残高の抑制について、記載のとおり、令和3年度当初予算編成後の残高は、おおむね、財政健全化指針策定時と同等の水準となっております。

次に、(3) 健全化判断比率の維持については、 令和元年度決算値で、実質公債費率が11.0%、 将来負担費率が111.2%となっており、いずれも 早期健全化基準を下回っており、財政の健全性 に問題はございません。

なお、2の財政見通しにつきましては、国における国土強靱化のための5か年加速化対策の決定など、状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行ったものを3月の常任委員会において説明・公表したものであり、令和12年度においても、財政上の健全性は維持できる見通しとなっております。

最後に、27ページに、プランの数値目標の進 捗状況一覧を添付しております。

説明は以上でございます。

○鹿島財産総合管理課長 常任委員会資料の29 ページをお開きください。

宮崎県公共施設等総合管理計画の改訂素案について御説明いたします。

まず、1の改訂の理由でございますが、本計画は、県が保有・管理する公共施設等の総合的・計画的な管理を実現するための基本的方針として、県議会から御承認をいただき、平成28年9月に策定したものでございますが、策定から5年を経過することから、個別施設計画の策定結果や公共施設等に求められる機能の変化などを踏まえ、所要の見直しを行うものであります。

2の対象となる公共施設等でございますが、 令和2年3月時点で、県が保有・管理する全て の建物系施設及び道路や河川などのインフラ施 設でございます。

3の改訂計画の期間でございますが、計画期間は、令和3年度から22年度までの20年間に改めることとしております。

4のこれまでの主な取組でございますが、計画策定以降の5年間に取り組みました、主なものを3点上げております。

まず、1点目は、全ての建物系施設の情報を 集約・管理する公共施設マネジメントシステム の導入及び分析・評価等の実施でございます。

このシステムを平成29年度に構築するとともに、建物施設の性能、利用率、維持管理コストのデータの一元管理や施設の維持・更新費用の将来経費の予測、建替えや廃止などの評価を実施いたしました。

2点目は、施設劣化状況等調査の実施でございます。

平成30年度から専従の非常勤職員に加え、専門業者への外部委託を開始し、主な建物の屋根や外壁、電気・機械設備の点検・調査を実施いたしました。

3点目は、個別施設計画の策定でございます。 38類型全ての公共施設等について施設評価や 点検状況、長寿命化対策等を定めた個別施設計 画を令和2年度までに策定いたしました。

続きまして、5の主な改訂内容でございます。

(1)の公共施設等の維持管理・更新に係る中長期的な経費の見込み等の見直しと、(2)の施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の見直しにつきましては、個別施設計画の策定結果を反映し、改訂しました。また、(3)のユニバーサルデザイン化の推進方針につきましては、施設に求められる機能の変化を踏まえて追加いたしました。このうち(1)と(3)につきましては、お手元に配っております別冊資料のほうで御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の別冊資料、カラー刷りの冊子で、表紙に宮崎県公共施設等総合管理計画と記載されたものでありますが、こちらの14ページをお開きください。

14ページから16ページにかけまして、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込みや、これらの経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等を建物系施設とインフラ系施設に分けて記載しております。

14ページでは、建物系施設における、維持管理や更新等の将来経費の予測を御覧のとおりグラフで記載しておりますけれども、令和47年度までの50年間で必要となる金額は、公共施設等マネジメントシステムを用いて試算しましたところ、総額で約6,970億円、1年間当たりで約139億円という結果を得たところでございます。

なお、この試算につきましては、グラフの下に枠囲みで記載しておりますけれども、建物等の費用の試算の考え方、こちらの2の条件、3の建替え等の周期、4の建替え等の単価、こちらを基に各施設ごとに作成した個別施設計画に基づき、施設の最適配置や総量適正化等による長寿命化等を実施するという前提で算出したところでございます。

続きまして、22ページのほうをお開きください。

建物系施設に係る基本的な管理方針の一つとして、施設の更新、修繕において、国のユニバーサルデザイン2020行動計画におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無や年齢・性別などに関わらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、施設のバリアフリー化やトイレの利用環境の改善など、ユニバーサルデザイン化をより推進する旨を記載したところでございます。

続きまして、24ページをお開きください。

インフラ施設につきましても、道路や公園等の更新、修繕において、建物系施設と同様、ユニバーサルデザイン化をより一層推進する旨を記載いたしました。

委員会資料本冊の30ページにお戻りください。 最後に、6の計画改訂のスケジュール(予定) でございます。

今後、7月のパブリックコメント等の手続を 経まして、整理の上、11月の定例県議会で議案 を提出する予定としております。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。 その他報告事項についての質疑はございませ んか。

○図師委員 18ページの行財政改革の取組につ

いてですが、報告内容はよく分かったところな んですけれども、最後にありました、財政健全 化の指針について。

これはもちろん公債費とか県債残高の推移は 見て取れるんですが、これには、財調基金とか 各種目的基金の推移なんかは入れる必要はない のでしょうか。

〇石田財政課長 今御指摘いただきましたよう に、財政健全化指針の中では、指標として、実 質公債費率とか将来負担費率という数値をメル クマールの一つとしております。

今、御指摘のあった財調基金とか各種基金の 関係は、2の(1)で書いております財政見通 し(試算)の中に、財政関係2基金残高といっ た試算を10年見込むような形で入れ込んでおり ます。

行政改革推進室長から説明を申し上げたとおり、今後、この国体施設とか、そういった整備が入ってきますので、ちょっとそういったもの、それから国土強靱化の5か年計画のこの関係も見込んだ上で、今おっしゃった財調基金とか、そういった関係基金がしっかり保てるかという視点でこの中に組み込んでいるというような状況でございます。

○図師委員 説明は分かったところです。組み込んでおるんであれば、下のような表グラフも 一緒につけられてもいいのかなと思います。

というのが、結局、この公債費とか残高の推移だけを見てみると、やはりかなり緊縮せざるを得ないと受け取るんです。一般質問でも取り上げさせていただきましたが、基金に繰り入れている部分、特に昨年度はかなり大きな繰入れというか、積み増しがされていると思いますので、そういうものをちゃんと公表しつつの積極的な財政というところを、今後いつかの、いつ

かのというか今すぐにでも展開してほしいと思いますので、健全化に取り組みつつも、県民の 福祉向上のために、積極的な展開もぜひお願い したいと思っております。

〇石田財政課長 おっしゃるとおり、状況に応じて、しっかりそこの部分を的確に対応していきたいと思います。ありがとうございます。

〇西村委員長 ほかにありませんか。よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、その他で何かござい ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、それでは以上をもちまして総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後2時45分休憩

午後2時48分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてでありますが、委員会日程の最終日に行うこととなっております。明日の再開時間は午後1時からとしたいのですが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 それでは、そのように決定いた します。

そのほか何かございませんか。何もないよう でしたら、本日の委員会を終了したいと思いま すが、よろしいでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、以上をもちまして本 日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後2時48分散会

令和3年6月25日(金曜日)

午後1時0分再開

出席委員(8人)

委	員		長	西	村		賢
副	委	員	長	安	田	厚	生
委			員	星	原		透
委			員	中	野	_	則
委			員	外	Щ		衛
委			員	田		雄	$\vec{-}$
委			員	井	上	紀仁	七子
委			員	义	師	博	規

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

事務局職員出席者

 議事課主査 増本雄一

 議事課主事 山本 聡

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本日、委員会に5名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

傍聴される皆様方にお願いをいたします。傍聴人は、受付の際にお渡ししました傍聴人の守るべき事項にありますとおり、声を出したり、拍手をしたりすることはできません。当委員会の審査を円滑に進めるため、静かに傍聴してくださいますようにお願いをいたします。また、傍聴に関する指示には速やかに従っていただきますようにお願いをいたします。

それでは、まず議案等の採決を行いますが、 採決前に賛否も含め、御意見をお願いをいたし ます。

暫時休憩いたします。 午後1時0分休憩

午後1時2分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

採決を行います。採決につきましては、議案 ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいで しょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

〇西村委員長 それでは、一括して採決をいた します。議案第1号、議案第3号、議案第6号、 議案第8号、議案第9号、議案第19号並びに報 告第1号につきましては、原案のとおり可決ま たは承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇西村委員長 異議なしと認めます。よって、 議案第1号、第3号、第6号、第8号、第9号、 議案第19号及び報告第1号につきましては、原 案のとおり可決または承認すべきものと決定い たしました。

次に、請願の取扱いについてであります。請願第9号についてでありますが、この請願の取扱いも含め、御意見をお願いいたします。

○田口委員 夫婦、親子が同姓を維持するというのは、法律を改正しようかと言っているときですし、まして別姓というのは先進国の中では当たり前で、夫婦が同一姓というのは先進国では日本だけです。おまけに、家族の一体感がと言うけれども、じゃあ海外は一体感が全然ないのか。日本では名字が一緒だったら一体感があるのか。それと2017年の家族の構成に関する世論調査でも、選択制別姓の法律に改めることの

ほうがずっと多い数字が出ています。

そういう意味でも、私はこれの採択に関して は反対の立場で話をさせていただきます。

○井上委員 田口委員と同意見なんですけれど も、夫婦別姓制度というのは、これは本当は5 年前にもっと議論されておかなければいけな かったのに、国のほうで5年間放置されたまま になっていて、昨日最高裁でまた合憲判断が出 たという話なんです。

この請願の文章だけ読むと、願意がどこにあるのかちょっと私もよく分からないんです。どこを取って意見書を出せと言われているのか、そこがいまいち私自身よく分かりません。

氏が一緒だったら絶対家庭にひびが入らないかと言ったらそんなことはなくて、日本ではずっと離婚率が上がってきているわけです。ただ、今の婚姻制度の下での離婚というのは大変厳しい状況にもあるので、実際の家庭内のいろいろな問題が隠れており、もっと大きいと言われています。

ですから、若い人たちも含めてですけれど、本来は結婚というものが少子化対策も含めて一緒に議論すべき内容でははないかなと思うんです。安心して、この日本という国で子供を産んで育てられる環境をどうやってつくっていくかが基本的に議論されないまま、ただ姓だけ一緒になればいいという言い方は、これはちょっと本末転倒で、女性の本来の権利とそれから女性がこれから活躍していこうとすることを狭めていくという意味では、私はこの請願に関しては願意がいまいち分からないということもあって反対です。強く反対したいと思います。

○星原委員 2人の委員から意見がありました ように、それも理解できますし、私は古い人間 かもしれませんが、やっぱり子供たちのことを 考えると別姓という形、どっちを名乗るかとか いうようなことになると、それぞれの家庭にお いていろんな考え方があるんじゃないかなと 思っています。

法的にも裁判の結果も出ましたので、そういうものを見ながら、もう少し時間をいただけないかなと思っています。今の意見をお聞かせいただいた上で、できれば請願者の意見も再度聞いてみたいし、それをもってということでよければ、今回この議会での結論じゃなくて、次にということで、できれば今回は継続とさせていただけないかなと思います。

○井上委員 一緒に議論するという意見をいただいたので、そこはもう、本当に私も受け止めたいと思うんですけれども、結婚という制度が今のままずっと残っていくということの中で、男性と女性が一緒に共に暮らすということに関して言えば、それはやっぱりお互いの人権というか、それを認め合いながらというのがいいと思うんです。結婚の制度そのものが、女性たちにとってどうなのかということも含めていくと、これから結婚しようと思う人たちが増えるかどうかということを考えると、なかなか非常に厳しい。

そしてまた、本当に先ほども申し上げましたけれど、女性がしっかりと安心して子供が産めるような環境というのをつくらないと、結婚の氏がどうこうと言っているだけで話が済むような問題ではないので、結婚制度の中で、じゃあそこで産まれた子供たちでなければ子供として認めないのか。私生児はどうするのかという問題とか、シングルマザー、シングルファーザーの子供たちはどうするのかという問題点もいろ

いろありますので、ですからこれはやっぱり国会も、本当に真摯に議論していただきたい。そういう思いでいっぱいです。でないと、今のまま行くと、私たちは少子化を止めることはできないと思います。制度に縛られてていて、本当に女性が安心して子供を産める環境には絶対ないと思います。そして、それから外れた女性の人たちは、結局社会的にどんな目に遭うのかということを考えたりすれば、今のままで行けば、少なくとも何かがあって妊娠したとしても産むという条件には当たらないということになります。

だから、子供はどんどん減っていく。人口減少というのはより一層深刻になっていくという、そういうことを考えて包括して議論をしていただかないと、ここだけ切って、ここだけ切ってというような議論は絶対にやめるべきだというふうに思います。

だから、ある意味包括して国会で本当に真摯 に議論されるべきだというふうに思います。

○外山委員 今の、お互いの言い分もよく分かります。星原委員が言われたように国においてもまだ継続審議中ですし、また賛否両論ある中でのことですから、ひとまず今回は継続として時間を置いてみてはどうかと思います。

○図師委員 私は紹介議員でもありますので、 その立場からちょっと意見を言わせていただき ますが、ここの請願の中にありますように、内 閣府の調査で62.6%の方々がやはり子供のため にも同じ姓を維持すべきだと出ております。た だ、田口委員も言われたとおり、これから以降 どういうふうにその調査が、またどの団体が行 われたかによってこの数字は変わってくるとは 思われますが、この請願の願意を酌み取る限り、 この数字はやっぱり尊重すべきだと思っております。

また、この請願の後半部分、女性とは限らないかもしれませんが、旧姓の通称使用の拡充を求めるというところは非常に共感できるところでありまして、やはり女性の社会進出とか働きやすい環境づくりのためには、こういう通称を拡大、拡充するということを行政のほうからも強く言っていく必要があると思いますので、私は相対的に見てこの請願は賛成すべきと考えます。

○西村委員長 今、継続審査という御意見が出ました。継続審査について諮りたいと思いますが、請願第9号を継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

○西村委員長 挙手多数でありますので、請願 第9号は継続審査とすることに決定をいたしま す。

次に、骨子案についてであります。委員長報 告の項目及び内容について御要望ありません か。暫時休憩をいたします。

午後1時13分休憩

午後1時14分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいた します。総合政策及び行財政対策に関する調査 については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、延期となっております県内調査については、予定どおり県北調査を7月5~6日、県南調査を7月12~13日にそれぞれ実施いたしますのでよろしくお願いをいたします。

また、県外調査につきましては、10月12~14 日に実施する予定ですが、現時点で御要望等あれば併せてお出しいただきたいと思います。暫時休憩いたします。

午後1時14分休憩

午後1時17分再開

〇西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査については、7月19日の 閉会中の委員会で改めて御意見をいただきたい と思います。

次に、閉会中の7月19日の委員会につきまして御意見を伺いたいと思います。暫時休憩をいたします。

午後1時18分休憩

午後1時19分再開

○西村委員長 それでは、委員会を再開いたします。

7月19日の閉会中委員会につきましては、ただいま出されたような御意見をいただいて、検討させていただくことでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○西村委員長 ないようですので、以上で委員 会を終了いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後1時19分閉会

署名

総務政策常任委員会委員長 西村 賢